

地域おこし協力隊の着任について

平成27年11月1日付で地域おこし協力隊2名が着任しました。

1 地域おこし協力隊員 2名

金泉 護（38歳）兵庫県明石市出身

木下裕一朗（23歳）奈良県桜井市出身

2 目的等

国府地域の地域資源を有効に活用し、地域の活力を生み出していくことを目的に、都市住民を受け入れ「地域おこし協力隊」に委嘱し、地域活性化に取り組む。

3 活動期間

平成27年11月1日～平成30年3月31日

4 活動区域

鳥取市国府地域エリア（大茅・成器地区）

5 活動内容

- ・雨滝、殿ダム等豊富な地域資源を生かした地域活性化、利活用策の検討
- ・移住・定住の支援（空き家の活用等）
- ・滞在型グリーンツーリズムの事業化の企画提案
- ・その他地域活性化に関する支援活動等

6 勤務地

鳥取市国府町総合支所

鳥取市の嘱託職員

※ 鳥取市地域おこし協力隊

平成26年度 佐治町4名、鹿野町1名、西部エリア2名（気高・鹿野・青谷）

平成27年度 地域振興課2名、国府町2名

計 11名

都市計画マスタープランの見直しについて

序 章 都市計画マスタープランとは

第1節 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

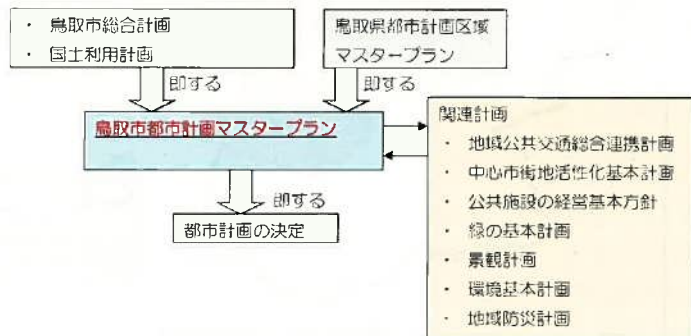
(1) 都市計画マスタープランの役割

都市計画の目的は、土地の利用についての制限を定め、道路や公園、緑地などを適正に配置することにより、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保しようとするものです。

都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条第2項）に規定され、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするもので、社会経済動向を踏まえながら、都市づくりを進めていくための指針となるものです。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

本マスタープランは、本市のまちづくりの方針を示す「鳥取市総合計画」に係る基本構想に即するとともに、「公共施設の経営基本方針」「地域公共交通総合連携計画」「中心市街地活性化基本計画」等の関連分野の諸計画等と連携しながら、都市計画の分野に関する事項の方針を示します。



第2節 都市計画マスタープランの目標年次と対象地域

(1) 都市計画マスタープランの目標年次

平成52年(2040年)

※なお、社会経済情勢の変化などを踏まえて、必要に応じてマスタープランの見直しを行います。

(2) 都市計画マスタープランの対象地域

都市計画マスタープランの対象地域は、鳥取市内の「都市計画区域」とします。しかし、本計画では、市全域での望ましい都市構造を検討した上で、適切な土地利用の誘導や都市機能の配置を考えるため、また、今後の都市計画制度の適用範囲などの見直しも必要ことから、全体構想では市全域を対象として計画を策定します。

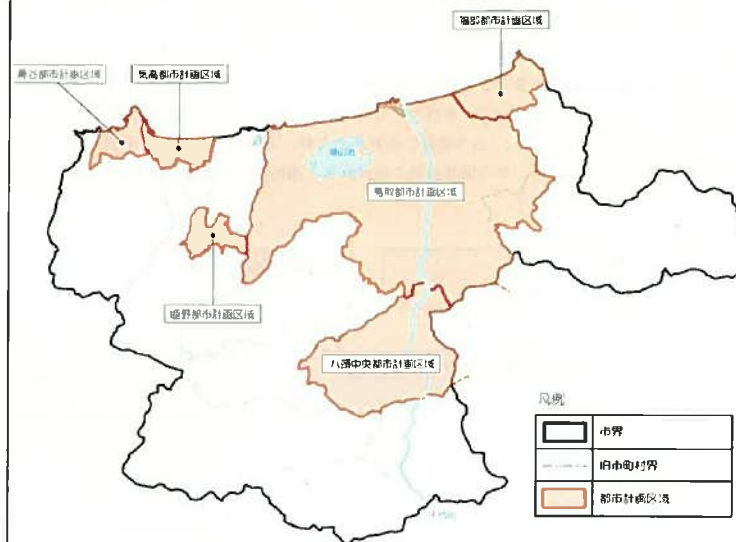


図 都市計画マスタープランの対象地域

第3節 都市計画マスタープラン見直しの背景

鳥取市では、平成18年5月に都市計画マスタープランを策定し、これに基づく都市づくりを着実に進めてきました。しかしながら、人口減少や超高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、災害リスクの高まりなど、都市を取り巻く社会経済情勢は近年大きく変化しており、これらに的確に対応した内容に都市計画マスタープランを更新していく必要があります。また、鳥取市が策定中である「第10次鳥取市総合計画」や鳥取県が策定中である「都市計画区域マスタープラン」等の上位・関連計画の内容を踏まえながら、都市計画マスタープランを更新していく必要があります。

そこで、今回は、特に以下の視点に重点を置きつつ、都市計画マスタープランの見直しを進めていきます。

- (1) 「鳥取市都市計画マスタープラン」(平成18年5月策定)で示す「**多極型コンパクトシティ※1**」を基本理念とし、各生活拠点の機能強化と公共交通体系の整備方針を明確化する。
- (2) 鳥取自動車道、山陰道、山陰近畿自動車道の供用開始等、**道路、交通環境の変化**を見据えた見直し。
- (3) 人口動向、土地利用、産業、都市機能、公共交通等の社会・経済等の現状、将来見通しを踏まえた見直し。
- (4) 「**立地適正化計画※2**」に位置づける「**都市機能誘導区域**」「**居住誘導区域**」の適正な配置
- (5) 「**公共施設白書**」に基づく「**公共施設の経営基本方針**」との整合
- (6) 「**鳥取市地域公共交通総合連携計画**」に基づく公共交通ネットワークとの整合
- (7) 「**中心市街地活性化基本計画**」など、本市が策定する他の計画・方針における都市計画分野との整合

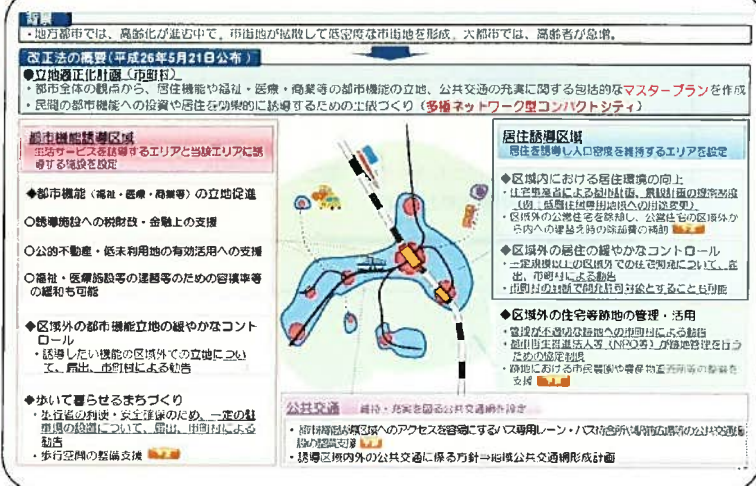
※1【多極ネットワーク型コンパクトシティ】とは

多極ネットワーク型コンパクトシティ

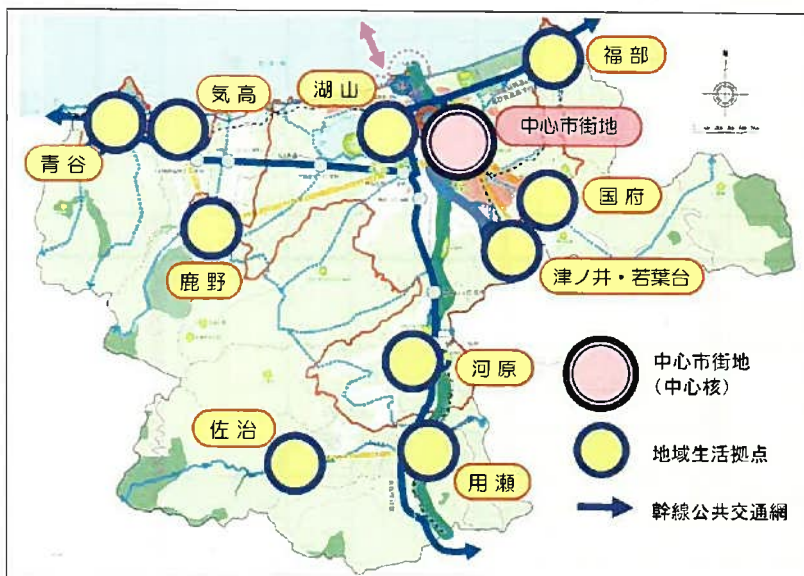
医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。



※2【立地適正化計画】とは



鳥取市が目指す「多極型のコンパクトなまちづくり」



中心市街地と地域生活拠
点とを有機的に結ぶ！

- A 中心市街地の再生
B 地域生活拠点の再生
C 公共交通基盤の充実・強化

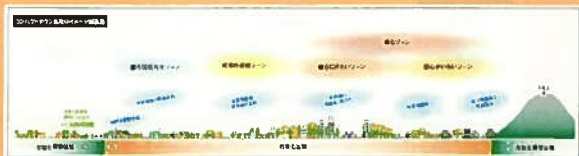
【鳥取市都市計画マスタープラン】改定スケジュール

[illegible]

市街地・田園地域形成の考え方

（市街地形成）

- 「自にぎわいある暮らし」のまち実現
- 「農（うも）いある暮らし」の都市確立
- 「知恵ある暮らし」への転換



都市拠点と都市軸の方針

★「都市核」と「各種拠点」の形成

中心市街地と旧下町からなる「都市核」を、本市及び広域の拠点として都市機能充実を図ります。また、一定の中核性を持った地区を、物流、産業、生活、学術・研究などの都市機能を担う拠点として位置づけ、産業の活性化や生活環境を創るとともに、適正な規模の充実と各拠点との連携を強化し、市域全体の一体的な発展を目指す。

★「都市軸」の形成

都市核ならびに各拠点との連携強化を図るため、環日本海地域に向けた「国際連携軸」、生活拠点を有機的に結ぶ「地域内連携軸」、高速道などの大都市との広域連携を促す「広域連携軸」を都市核外縁部での産業活性化と環境形成の両面を担う「都市環境共生軸」を軸とし、交通ネットワーク強化により、地域の個性と新たな都市の魅力を生み出します。



将来の都市構造図

（田園地域形成）

- 生活拠点・サービス拠点の形成
- 中心との交流によるふれあいの場の創出
- 豊かな自然と調和した田園の居住環境づくり
- 良好な農業環境の形成
- 自然資源の保全・再生・活用
- 田園地域に適した土地利用の誘導



分野別の方針

（1）土地利用の方針

【市街地機能の拡大・拡散を抑制、効率的かつ環境保全に優れたコンパクトな市街地への転換】

- 【住宅地】市街地や旧市街地の中心部は、土地を有効に活用し、「周辺環境と調和のとれた高密度な居住環境の形成」が求められる。郊外では、「ゆとりと潤い」に満ちた低密度な居住環境の形成、田園地域では、地区計画等を活用し、自然環境や農林環境との調和を図りつつ良好な居住環境の形成・維持を図ります。
- 【商業・業務】中心市街地を核として、周辺の郊外にふさわしい魅力ある商業空間の創出、地域の生活を支える商業、福祉、教育が適正に機能するよう適切な規制や誘導方法を検討します。
- 【工業・流通・物流】利便性・機能性の維持、周辺環境との調和、適正な集積地の配置・誘導・用途転換を図ります。
- 【農地・林地・山林・海岸】積極的に保全します。

（2）市街地・田園地域の整備方針

- 【市街地】安全で快適な居住環境の整備を促進するとともに、商店街の活力と集客力を増加させる総合的な整備の推進や、芸術・文化・教育・福祉施設などの整備を総合的に推進することにより、「魅力とにぎわい」を創出する市街地の再生を図ります。
- 【市街地外縁部】市街地外縁部の整備の推進など、「都市住民が農業へ参加できる環境の形成」を図ります。
- 【田園地域】魅力的な田園地帯や農業環境の整備、ふれあいの場の創出を促進し、「既存農業の生活環境維持・活性化」、「良好な農業環境の形成」を図ります。
- 【主要なコミュニティ圏】個性あるまちづくりを保全・創造し、生活・福祉・文化機能の充実を図ります。

市街地再生のイメージ



田園地域の整備イメージ



（3）交通施設の整備方針

- 安全性・高速性に優れ、通勤にふさわしい魅力的な道路網の形成
- 様々なサービスに優れた広域的な公共交通網の確立を図ります。
- 人と環境がやさしい交通環境を推進します。

人にやさしい交通の例



（4）公園・緑地の整備方針

- 市域に均等に、歩いていける公園整備を推進するとともに、公園内の緑地面積の増進を図ります。
- 千代川や浅川などの河川空間では、市民が自然とふれあう親水空間として、河川が育する自然環境を有効に活用しながら、「緑の潤い空間」の創出と水辺のネットワーク形成に努めます。
- 道沿地帯については、「都市部および地域間を結ぶ緑のネットワーク」として連続した緑化を図ります。

（5）景観形成の方針

- 景観の基本的な仕組みとなる「景観計画」や「景観形成指針」の策定
- 景観計画や指針に基づき、良好な景観を形成する要素として環境的な保全を図ります。
- 歴史的なまちづくりのあり様や旧市街地の並み、歴史・文化遺産の活用・再生を図ります。
- 市街地外縁部では、都市と自然環境、田園環境が調和した土地利用の誘導を図り、美しい農村景観の保全・創出を図ります。
- 海とつながる緑豊かな都市景観の形成を図ります。

（6）都市環境の方針

- 湖山地などにおいては、水質浄化対策などの総合的な水環境改善施策を推進します。
- 歩行者空間等の生活空間におけるバリアフリー化を推進し、人と環境にやさしい快適な都市環境を形成します。
- 太陽光発電の設備設置やクリーンエネルギー自動車への転換など新エネルギーの普及を促進します。
- バイオマス利用やゼロ・エミッションなどの商業・産業分野に向けた取り組みを推進します。

連携と協働のまちづくりに向けて

- 市民意見の積極的な反映を促すとし、市民はまちづくりへの責任ある参加・参画を、行政はまちづくりに関するさまざまな政策の理解、市民のまちづくりへの参加・参画の機会を確保します。
- 国策によるまちづくり推進体制の構築に向けて、役割分担の整理や市民・行政の協働づくり、まちづくり支援システムの構築などを検討します。
- 市民自らが生産となり、観光と産業との連携とこれに土地活用について協議・調整するための土地利用策（まちづくり条例）の策定に向けた検討を行います。



将来フレーム（将来の人口の見通し）

平成17年における本市の人口は約20,200人ですが、人口推計によれば、市の人口は平成22年（2010年）の約203,000人をピークとするゆるやかな減少傾向となり、20年後の平成37年（2025年）には約194,000人になるものと見込まれます。

◆20年後の鳥取市（市域全体）の人口は、194,000人

また、都市計画区域の人口については、平成27年（2015年）の約178,200人をピークに減少傾向となり、20年後の平成37年（2025年）には約173,600人になるものと見込まれます。

◆20年後の鳥取市（都市計画区域）の人口は、173,600人

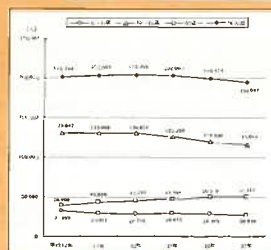


図1 年齢別人口推計グラフ

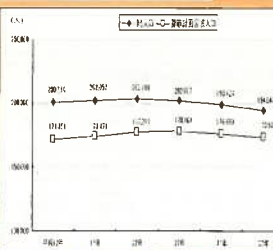


図2 都市計画区域人口推計グラフ

コーホート要因による人口推計

【参考】市街地区域（都市核）の収容可能人口の算出

現在の市街地区域の土地利用（市街地用途や商業・工業用途等）が適用され、また市街地区域に適切な土地利用により適応可能な土地利用（市街地用途や商業・工業用途等）が適用され、都市核の収容可能人口は、

180,000人

となります。

よって、現在以上に市街地区域を拡大・拡充しなくても、将来人口の増加で適正な人口密度の市街地を形成することができると見込まれます。

お問い合わせ先

鳥取市都市整備部市街地整備課 電話 680-8571 鳥取市尚徳町 116 番地

電話 0857-20-3276 鳥取市ウェブサイト URL <http://www.city.tottori.tottori.jp>

公共施設経営の検討状況について

(1) はじめに

これまで公共施設は、人口が増加していく時代を中心に増加してきましたが、今後は人口減少という大きな社会情勢の変化への対応をふまえた公共施設の整備・利活用が求められます。

本市では、『公共施設白書』を公表し、『本市も全国の多くの自治体と同じく公共施設の更新問題を抱えている』という事実を市民のみなさまと共有しました。

これを受け、本市は、将来に過度な負担を先送りせず、更新問題に対応していくため、『新しい公共施設経営』を導入することとし、『公共施設の経営基本方針』を策定しました。

『新しい公共施設経営』は、これまで定着していた公共施設に関する既成概念を見直すものでもあり、ときとして、利便性などに影響を及ぼすことも考えられます。

しかし、社会情勢が変化する今こそが、変革の時期であり、公共サービスの新たな可能性を拓くチャンスです。『いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる鳥取市』に向けて、前向きに『新しい公共施設経営』を進めていきます。

その原動力は、市民のみなさまの関心、理解および参画です。一緒に知恵を出し合い、全市を挙げて着実に取り組んでいきましょう。

※鳥取市公共施設の経営基本方針概要版（H27.3月） 市長あいさつを引用※

(2) 鳥取市の取り組み経過

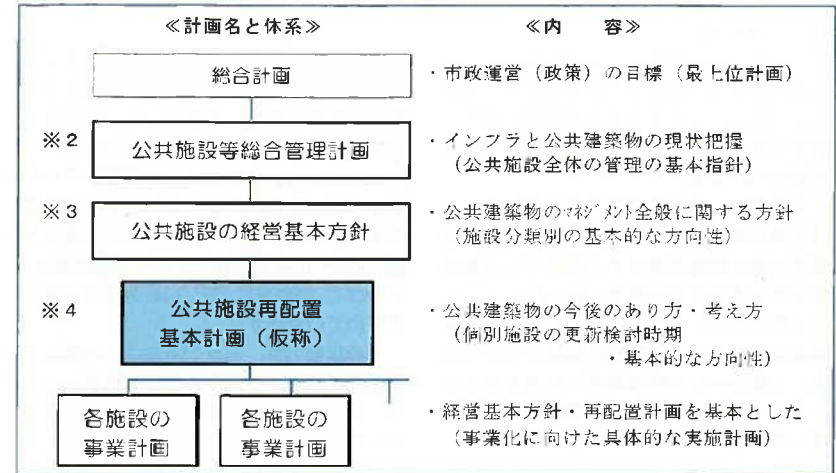
- 平成16年11月 1市6町2村で市町村合併
- 平成19年 9月 「公共施設の整理・統廃合に関する取扱い方針」を策定
《以降、集会所の地元譲渡等を実施》
- 平成26年 2月 「公共施設白書」※1を完成、公表
- 4月 総務省から公共建築物とインフラを対象とする「公共施設等総合管理計画」※2の作成要請を受ける（全国の自治体）
- 8月 公共施設のあり方見直しに関する研究会（有識者検討会）の設置
- 9月 市民アンケートを実施（市民3,000人）
- 12月 「公共施設の経営基本方針（案）」に対するパブリックコメントを実施
- 平成27年 2月 「公共施設の経営基本方針」※3を完成、公表
- 3月 「公共施設再配置基本計画（仮称）」※4作成に着手
- 4月 地域振興会議（全体会）で公共施設経営の概要報告
- 8月 公共施設経営推進委員会（各団体から選出）の設置

※10月 「公共施設等総合管理計画（案）」に対するパブリックコメントを実施

～現在、平成27年度中に「公共施設再配置基本計画（仮称）」を完成させるため、各施設ヒアリングや個別実態調査等を進めています。

(3) 計画の体系

※1 **施設白書**…公共建築物の現状と課題、将来に発生する更新経費の試算を公表



(4) 鳥取市公共施設再配置基本計画（仮称）について

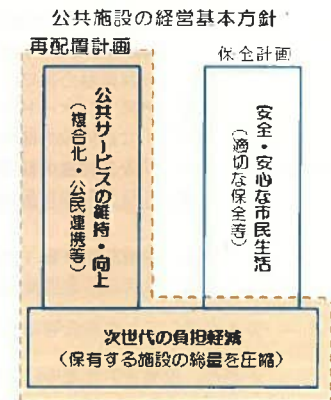
本市では、公共施設の更新問題に対応するため、『新しい公共施設経営』に取り組んでいます。

平成26年度には、この「新しい公共施設経営」の基本的な考え方（取り組み指針）となる「鳥取市公共施設の経営基本方針」を策定し、「公共サービスの維持・向上」、「安全・安心な市民生活」並びに「次世代の負担軽減」の3点を公共施設経営の目的として掲げました。

これらの目的を達成するためには、公共施設経営をソフト面・ハード面の両方から考え、総合的かつ戦略的に取り組むことが必要となります。

そのため、本市では、「次世代の負担軽減」を前提とし、「公共サービスの維持・向上」に重点をおいた『鳥取市公共施設再配置基本計画（仮称）』（以下

「再配置計画」という。）を策定し、各施設における「公共サービス提供のあり方」や「今後の施設の方向性※」等についてまとめることとしました。



（５）再配置計画に掲載する“今後の施設の方向性”について

現時点において、「当面維持」や「現状どおり活用」していくべき施設であっても、いずれは耐用年数（更新時期）を迎えます。

再配置計画では、施設の方向性を掲載する予定ですが、これは確定事項ではなく、更新（建替えや大規模改修等）や施設見直し（施設が不必要となる等）が必要となった場合、すなわち「将来的にどうするのか」という方向性について、現時点での基本的な考え方を示すものです。

併せて、更新時期を示すことで施設の方向性を検討するタイミング（第１期～第４期）を予め知っていただくために作成します。

実際に更新や施設見直しが必要となった場合には、この方向性をふまえて具体的な更新内容や手法等について関係者等と一緒に検討・調整し、事業化に向けた実施計画等を作成するなど、段階をふんで進めていきます。

なお、この方向性についても社会情勢の変化等をふまえ、“新しい公共施設経営”の目的達成に向けた最も適した事業が実現できるよう見直していくことが求められます。

（更新時期が到来していなくても、複合化の対象となった場合などは施設見直しのタイミングとなります。）

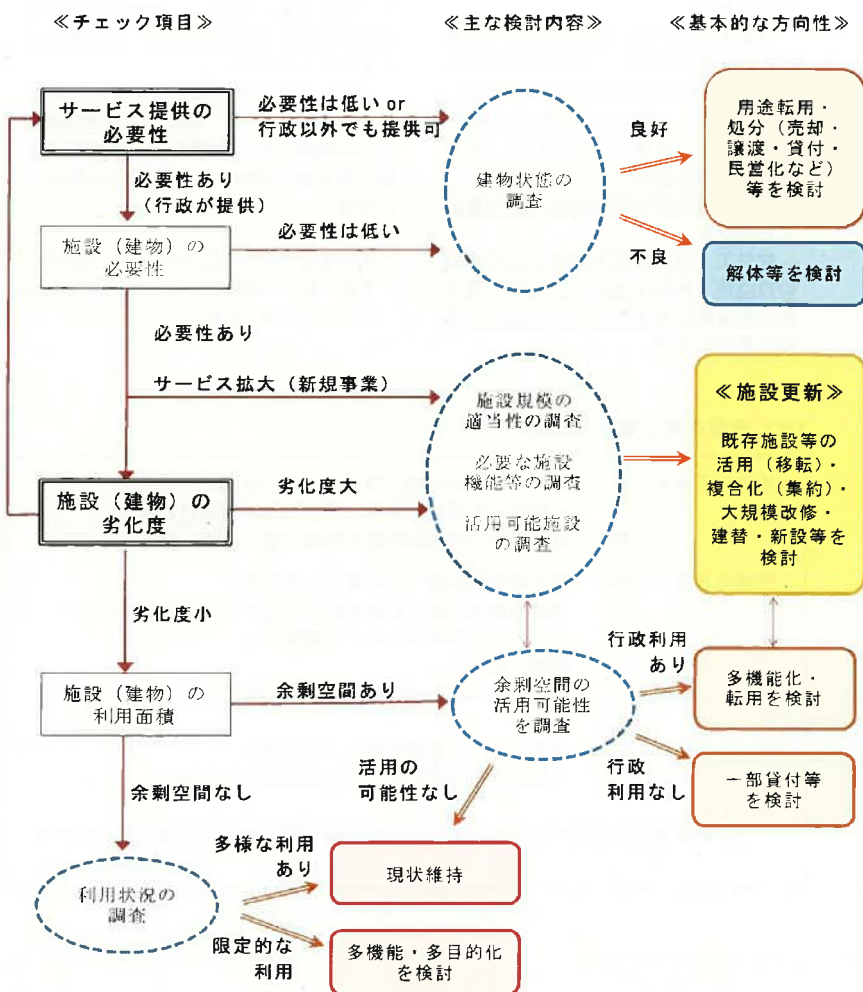
（６）今後の取り組み（予定）

平成２７年 １１月	個別施設の方向性について検討・協議 （現状・課題を分析し、市としての考え方を整理）
１２月	※鳥取市公共施設等総合管理計画の完成・公表
平成２８年 ２月	再配置基本計画（たたき台）の公表 再配置基本計画（たたき台）に対する市民政策コメント （パブリックコメント）の募集
３月	調整、修正等 ※まとめることができれば、年度内に完成・公表
４月～	実施に向けた事業計画について検討 （地域からの意見を受ける仕組みを検討中）

※市の基本的な考え方を示すとともに、施設再配置の事例を紹介していきます。

《参考》

個別施設の方向性検討（施設見直し）のフロー図（イメージ）



※基本的なあり方（方向性）を基に、関係者等と協議・調整を図っていきます

公共施設経営の検討状況について

施設分類別の基本的な方向性（考え方）について

1 行政施設 …2

- (1) 庁舎等
- (2) 総合支所
- (3) 防災関連施設

2 地区集会施設 …3

- (1) 地区公民館
- (2) 老人憩の家
- (3) 集会所等

3 広域集会施設(ホール) …5

4 社会教育施設 …6

- (1) 中央(基幹)公民館
- (2) 人権福祉センター

5 文化学習施設 …7

- (1) 博物館
- (2) 民俗資料館
- (3) 展示館等

6 生涯学習施設 …8

- (1) 図書館
- (2) 文化センター

7 スポーツ施設 …9

8 保育園(幼稚園) …10

9 児童福祉施設 …12

- (1) 児童館
- (2) 放課後児童クラブ
- (3) 子育て支援施設

10 高齢者支援施設 …13

- (1) 入所型施設
- (2) 通所型施設

11 障がい者支援施設 …15

12 保健・医療施設 …16

- (1) 総合福祉センター
- (2) 保健センター
- (3) 医療施設

13 産業振興施設 …17

- (1) 公設地方卸売市場
- (2) 特産品加工販売施設
- (3) 駐車場・駐輪場

14 農業振興施設 …19

- (1) 農業振興施設
- (2) 農機具保管施設
・共同作業施設

15 観光・保養施設 …21

- (1) 観光施設
- (2) 文化財
- (3) 宿泊施設
- (4) 日帰り温泉施設

16 公営住宅 …24

17 学校関連施設 …24

- (1) 小学校
- (2) 中学校
- (3) 学校給食センター

18 公園施設 …26

19 環境関連施設 …27

- (1) 浄水施設
- (2) 可燃物処理施設

20 その他施設 …28

- (1) その他施設
- (2) 民間活用中の施設
- (3) 未活用施設

※更新時期について

施設の主な建物(部分)が耐用年数(財務省令基準)を迎える時期を更新時期として、計画期間40年を4期(10年単位:第1期~第4期)に分類して記載しています。(躯体部分の更新時期)

なお、この更新時期は、更新等(建替え・廃止等)を考える時期の参考(目安)となりますが、詳細な更新時期は実地で劣化度等を調査・確認する必要があります。

また、更新時期より早く大規模な改修や設備更新等が必要となる場合があります。

1 行政施設

(1) 庁舎等

◆位置付け

行政サービスの提供の場、全市的な防災の拠点として設置

◆サービス提供の方針

市民の安全・安心な暮らしを支え、行政サービスを提供していく拠点として維持します。現状維持に加えて、中核市への移行による更なる行政サービス充実を図ります。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①今後提供すべき行政サービスをふまえ、規模を検討します。 ②核になる施設として、更新時に分散する庁舎機能の集約を検討します。
配置の考え方	・市域に1施設の配置を基本とします。
特記事項	・新本庁舎建設に向けて詳細を検討しています。

(2) 総合支所

◆位置付け

行政サービスの提供の場、各地域の防災の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

各地域における「防災」「窓口サービス」「地域活性化」を担うため、サービスの提供を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ③拠点になる施設として、更新時に周辺の公共施設等との複合化を検討します。
配置の考え方	・現行のとおり旧自治体単位(合併地域)に配置します。
特記事項	・中長期的な視点から配置(統合)や施設機能の見直しを検討します。

(3) 防災関連施設

①ポンプ車格納庫

◆位置付け

消防団分団の消防・防災活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な市民生活を確保するため、現状維持を基本とし、必要に応じて充実を検討します。分団の体制等をふまえてあり方を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、1施設当たりの規模を最少限のものとします。 ②周辺の公共施設等との複合化を検討します。
配置の考え方	・消防団分団あたり1施設を基本に配置します。
特記事項	・地域防災の主要な施設であり、今後も必要な機能を維持します。

②水防倉庫

◆位置付け

水害を防ぐ資機材等を配備するため設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な市民生活を確保するため、現状維持を基本とし、必要に応じて充実を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設の活用や他の施設との複合化を検討します。
配置の考え方	①水防活動において効果的な場所に設置します。

2 地区集会施設

(1) 地区公民館

◆位置付け

社会教育法の規定に基づき、社会教育を振興し、住民の福祉を図るために設置
協働のまちづくりを推進する上で、コミュニティの活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

社会情勢や人口動態等をふまえ、サービス内容や運営主体等について見直しを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①地域の拠点となる施設として、周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ③他の既存施設の活用（移転）を検討します。
配置の考え方	・現行の地区（公民館）単位に1施設を配置します。（公民館事業の見直し等が無い場合）
特記事項	・生涯学習及び地域コミュニティ（まちづくり）の拠点として維持します。

(2) 老人憩の家

◆位置付け

老人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、老人の心身の健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

集会施設（類似施設）が多く存在し、行政として設置・保有する必要性が低くなったため、地元譲渡など、より自由度の高い施設となるよう検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、地元譲渡を検討します。 ・譲渡にあたっては、一定の修繕費を付します。 ・地元譲渡できない場合、転用や民間売却等を検討します。

(3) 集会所等

◆位置付け

地域活動の拠点や農林振興、地域活性化、地域住民の文化向上、福祉の増進など、各種目的に応じて設置

◆サービス提供の方針

実質的には貸館であり、地元管理で特定の地域のみ利用となっているほか、類似施設が多く存在します。行政として設置・保有する必要性は低いため、地元譲渡など、より自由度の高い施設となるよう検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、地元譲渡を検討します。 ・譲渡にあたっては、一定の修繕費を付します。 ・地元譲渡できない場合、他団体による利活用（転用）や解体・民間売却等を検討します。 ・借地に設置している施設は、借地の解消を検討します。

3 広域集会施設(ホール)

◆位置付け

文化の向上と福祉の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

文化や交流の拠点として、一定規模を確保する必要があると考えられます。一方で、県有施設や民間施設が隣接している状況もあり、提供すべきサービスを検討する必要があります。

ホール・貸館については、他施設の設置状況を勘案し、整理します。

ステージ機能を有する施設は、稼働率向上に向けた設備等の充実を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②民間活力の導入による更新を検討します。 ③単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。 ・県有施設もふくめて検討します。 ・年間の稼働率が3年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合等を検討します。
特記事項	・ホール機能については、県有施設や民間施設等の配置状況を勘案し、全市レベルで必要性和配置を再検討し、統合・整理を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
市民会館			第1期
文化ホール			第2期
国府町中央公民館			第2期
さざんか会館			第3期
人権交流プラザ			第2期
福祉文化会館			第1期

4 社会教育施設

（1）中央（基幹）公民館

◆位置付け

設置区域内における統一的な事業、設置区域内の地区公民館との連絡調整に関する事業を進めるため設置

◆サービス提供の方針

サービス提供主体やサービス内容、提供方法などの見直しを検討します。

（社会教育法に基づく中央（基幹）公民館からサービスの変更を検討します）

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①用途変更する施設分類に応じて検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・施設は用途変更します。

（2）人権福祉センター

◆位置付け

地域における人権啓発及び福祉活動の拠点として、人権が尊重される社会の実現に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

地域課題の解決や各種窓口であり、今後ニーズが高まることも予想されることから、現状維持を基本とします。

各地域の現状や年間の利用実態、人口の推移等をふまえて、適宜サービスの内容の見直し等を検討します。

貸館機能については、他施設の設置状況を勘案し、統合・整理を検討します。

◆更新する場合の建物方針

更新時の方向性	①更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ③既存施設の活用（転用）等を検討します。
配置の考え方	・サービス提供の必要性や地域性をふまえて配置
特記事項	・補助制度を活用した事業展開を検討します。 ・将来的には統合を検討します。

5 文化学習施設

(1) 博物館・資料館

◆位置付け

市民文化の向上及び発展のため設置

◆サービス提供の方針

機能維持する方向で検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
歴史博物館（やまびこ館）			第4期
因幡万葉歴史館			第3期

(2) 民俗資料館

◆位置付け

歴史資料、民俗資料等の保存及び活用を図り、市民文化の向上と学術の発展に資するため設置

◆サービス提供の方針

一定のサービスを維持する必要があると考えられ、サービスの提供方法を検討します。

◆更新する場合の建物方針

更新時の方向性	①行政において更新しません。
配置の考え方	—
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、売却や転用等を検討します。

(3) 展示館等

◆位置付け

市民文化の向上と学術の発展に資するため設置

◆サービス提供の方針

一定のサービスを維持する必要があると考えられ、サービスの提供方法を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、売却や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
佐治町和紙民芸館			第2期
青谷上寺地遺跡展示館			第4期
あおや郷土館			第3期
鳥取砂丘ジオパークセンター			第1期

6 生涯学習施設

(1) 図書館

◆位置付け

市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

市民の生涯学習を支える重要な機能であり、今後もサービス提供を維持します。
移動図書館車の活用や県立図書館との連携など、サービスの充実にむけたあり方を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

(2) 文化センター

◆位置付け

市民の生涯学習の推進並びに学術及び地域文化の発展を図るため設置

◆サービス提供の方針

当初の設置目的とは異なる機能が多くなっています。

提供すべきサービスについて再度検討し、必要な施設機能を維持するため検討します。(生涯学習センター・視聴覚ライブラリー・子ども科学館・文化ホールで構成)

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。③既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、売却や転用等を検討します。 ・文化ホールの必要性は広域集会施設として検討します。

7 スポーツ施設

(1) 体育館

◆位置付け

市民の体育振興と健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

人口減少の推移(見込み)や施設の利用状況(稼働状況)等をふまえて、施設数を縮小する方向で検討します。

一方、利用率等が高い施設においては、機能・設備の充実などによって、広範囲からの利用に対応することを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②更新時に周辺の公共施設との複合化や多機能化を検討します。
配置の考え方	・地区公民館単位での配置ではなく、地区を超えて活用することを前提に配置を検討します。 ・県有施設の配置状況や学校体育館の開放状況等を勘案し、統合・整理を検討します。 ・同規模の館が隣接している場合や同一の中学校区内に比較的多数の館が存在する場合等は統廃合を検討します。
特記事項	・統廃合の際には、存続する施設機能の充実(利用者増への対応)を検討します。

(2) スポーツ施設

◆位置付け

市民の体育振興と健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

様々な種目の施設を提供しており、大規模な大会誘致等の要因にもなっています。当面は現状維持を基本としますが、利用状況・稼働率等をふまえてサービス提供のあり方を検討します。

年間の稼働率が3年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合・整理を検討します。

特に必要性が高い施設においては、機能・設備の充実などによって、利用者の拡大に向けた取り組みを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、現状の延床面積を上限とします。 ②更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。
配置の考え方	・県有施設や民間施設の配置等を勘案し、県東部圏域または全市レベルで活用することを前提に統合・整理を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鳥取市武道館			第1期
農村勤労福祉センター（プール）			第1期
簡易プール（佐治）			第1期
河原町屋内ゲートボール場			第1期
気高町 B&G 海洋センター			第1期
福部町武道館			第1期
美保球戯場			第2期
安蔵公園（スキー場等）			第2期
青谷町民グラウンド管理棟			第2期
千代テニスコート			第2期
鳥取クレー射撃場			第2期
用瀬運動公園			第3期
ほととぎすスイングプール			第3期
鹿野 B&G プール			第3期
バードスタジアム			第3期
佐治町屋内ゲートボール練習場			第3期
つづらをアーチェリー場			第4期
若葉台スポーツセンター			第4期
運動広場管理棟（鹿野）			第2期
鳥取市弓道場（矢取道棟）			第4期

8 保育園（幼保園）

◆位置付け

保育が必要な児童に保育を行うため設置

◆サービス提供の方針

待機児童ゼロに向けて、民間事業者等と連携して必要なサービスを提供するよう取り組みます。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①人口動態（幼児数の推移）等をふまえて規模を検討します。（場合によって用途変更に対応できる工夫を検討します。） ②園児数に応じ、法定基準を満たす規模で更新します。 ③民間活力による更新等を検討します。
配置の考え方	・民間施設の配置等を勘案し、全市レベルで必要性和配置を再検討し、統合・整理を検討します。 ・園児数の推移や地域の実情をふまえ、統合などを検討します。
特記事項	・市立保育園民営化ガイドラインに沿って今後のあり方を検討中です。

9 児童福祉施設

（1）児童館

◆位置付け

児童の健全育成に関する業務を行うため設置

◆サービス提供の方針

縮小することを前提としつつ、各地域の実情や利用状況をふまえて必要なサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません。 ②サービスの提供が必要な場合、他の既存施設の活用を検討します。 ③更新が必要な場合、複合化等を検討します。
配置の考え方	・年間の利用実態等を鑑みて、配置の考え方を検討します。
特記事項	・設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。

（2）放課後児童クラブ

◆位置付け

放課後児童健全育成事業を実施するため設置

◆サービス提供の方針

行政として、必要なサービスを提供します。
今後のニーズ増加が見込まれる施設であり、サービスの拡充を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①学校や周辺の既存施設の活用を検討します。 ②ニーズにあった規模を確保します。
配置の考え方	・学校敷地内（周辺）への配置を基本として検討します。
特記事項	・学校と利用時間帯を分けて学校施設を共用し、既存施設の有効活用を図ります。

（3）子育て支援施設

①児童発達支援センター（若草学園）

◆位置付け

発達支援を必要とする児童を日々保護者の下から通わせて、児童の健やかな成長と将来地域社会で自立した生活が送れるよう療育等の支援をするため設置

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、今後もサービス・機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①療育等事業の実施状況と利用者の推移等をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

②鳥取市母子生活支援施設

◆位置付け

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援するため設置

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、今後もサービス・機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移等をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

10 高齢者支援施設

(1) 入所型施設

◆位置付け

なごみ苑（養護老人ホーム）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高齢者の福祉を図るため設置

やすらぎ（介護老人保健施設）は、市民の老後の健康を守り、老人福祉の増進を図るため設置（要介護状態又は要支援状態と認定された者に対して事業を行う）

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、必要なサービスを提供するため民間活力の活用をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 ②民間による設置を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・現在の施設について民間譲渡を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
なごみ苑			第3期
老人保健施設 やすらぎ			第3期
高齢者生活福祉センターやすらぎ			第3期

(2) 通所型施設

①高齢者福祉センター

◆位置付け

市民生活における福祉活動の拠点として、市民ボランティア活動等、健康づくり及び高齢者福祉の充実を図るため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容や利用実態をふまえて見直しを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ③転用した場合、転用した施設の方向性にあわせて検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・利用状況をふまえ、転用・複合化・売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
老人福祉センター（富安）			第2期
高齢者いきいき交流センター（用瀬）			第4期

②老人福祉センター（佐治、鹿野）

◆位置付け

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに健康の増進及び共用の向上等の便宜を総合的に供与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容や利用実態をふまえて見直しを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②転用する施設にあわせて検討します。
配置の考え方	—
特記事項	①利用状況をふまえ、転用を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
佐治町老人福祉センター			第3期
鹿野町老人福祉センター			第3期

11 障がい者支援施設

◆位置付け

障がい者福祉の充実を図るため、障がい者福祉活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

利用者のニーズに基づき、必要なサービスを提供するため民間活力の活用をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 ②他の施設との複合化等を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・利用者のニーズに基づき、今後もサービス・機能を確保します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
さわやか会館			第4期

12 保健・医療施設

（1）総合福祉センター（さざんか会館） ※老人福祉センター除く

◆位置付け

市民生活における福祉活動の拠点として、市民のボランティア活動等、健康づくり及び老人福祉の充実を図るため設置

◆サービス提供の方針

現状維持を基本として、必要なサービス提供にむけて検討します。
ホール機能については、広域集会所として稼働率の向上を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

（2）保健センター

◆位置付け

市民の健康づくりの推進及び自主的な保健活動の振興に資するため設置

◆サービス提供の方針

さらなる保健サービスの充実をめざし、今後のサービス内容等について検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。 ・旧自治体の単位をこえた配置を検討します。
特記事項	・利用実態やサービス提供の手法等をふまえ、転用や売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	今後の活用（更新時期まで）	更新時	
国府地区保健センター			第4期
用瀬地区保健センター			第4期
佐治町保健センター			第1期
気高地区保健センター			第4期
鹿野地区保健センター			第3期
青谷地区保健センター			第4期

(3) 医療施設

◆位置付け

市民の療養環境の向上を図るため設置

◆サービス提供の方針

民間医療の空白地帯を解消するため、現状維持を基本とします。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 ②他の既存施設の活用を検討します。 ③単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・借地の解消を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	今後の活用（更新時期まで）	更新時	
佐治町歯科診療所			第3期
佐治町内科診療所			第3期

13 産業振興施設

(1) 公設地方卸売市場

◆位置付け

生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資するため設置

◆サービス提供の方針

代替機能を有する施設がなく、行政がサービス提供する必要があると考えられ、今後も一定の施設機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①施設の現状等をふまえ、必要となる規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

(2) 特産品加工販売施設

◆位置付け

地場産業の振興、特産加工品の研究開発、加工品の製造販売及び地域間の交流により農業・農村の活性化を図るため設置

◆サービス提供の方針

行政が直接的に設置・保有する必要性は低くなった施設については、より自由度の高い施設となるような活用等を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・利用状況等をふまえ、更新時期より早く、転用・譲渡・売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鹿野おもしろ市場			第3期
青谷ようこそ館			第3期
あおや和紙工房			第3期
和紙生産伝承施設 （かみんぐさじ）			第3期

(3) 駐車場・駐輪場

①駐車場

◆位置付け

市民の移動を円滑にするため設置

◆サービス提供の方針

当面は現状を維持しますが、民間事業者におけるサービス提供等をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①民間事業者の設備状況をふまえて検討します。 ②民間事業者による設置を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
片原駐車場			—
駅南駐車場			第3期

②駐輪場

◆位置付け

市民の移動を円滑にするため設置

◆サービス提供の方針

当面は現状を維持しますが、民間事業者におけるサービス提供等をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 ②民間事業者による設置を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鳥取駅高架下第1自転車駐車場			第2期
鳥取駅高架下第2自転車駐車場			第4期

14 農業振興施設

（1）農業振興施設

①新規就農者技術習得支援施設

◆位置付け

新たに就農しようとする者に対し農業に必要な技術及び知識の付与その他の支援を行うことにより、本市における農業の担い手の育成及び確保を図るため設置

◆サービス提供の方針

適宜サービスの必要性を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用推移（見込み）をふまえ規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

②農業振興施設

◆位置付け

中山間地域の活性化及びうるおいと活力のある地域農業の振興を図るため設置

◆サービス提供の方針

行政によるサービス提供の必要性が低くなっていると考えられ、サービスの必要性を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、可能な限り早期に地元への移管を進めます。 ・地元へ移管できない場合、転用等を検討します。

（2）農機具保管施設・共同作業施設

◆位置付け

農業の振興を図るため設置

◆サービス提供の方針

利用者が限定的かつ営利目的の施設であることから、行政によるサービス提供は縮小します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、可能な限り早期に地元への移管を進めます。 ・地元へ移管できない場合、解体・売却等を検討します。

15 観光・保養施設

(1) 観光施設

◆位置付け

観光振興及び地域の活性化を図るため設置

◆サービス提供の方針

観光施策を推進するため当面は現状維持しますが、年間の利用者（来場者）が3年連続で前年実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合はサービス提供の根本的な見直し（廃止）を前提とし検討します。

ただし見直しにあたっては、観光振興、地域活性化等も踏まえ、地元・関係者等と十分協議しながら進めます。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②利用者が多い施設は充実し、利用者が少ない施設は縮小を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・設置目的が終了した施設や稼働率（利用率）が低い施設においては、更新時期を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鳥取世界おもちゃ館			第3期
お城山展望台			第3期
流しびなの館			第2期
用瀬観光物産センター			第2期
鹿野往来交流館			第4期
さじアストロパーク（天文台）			第3期
さじアストロパーク（観測所）			第2期
さじアストロパーク（レストハウス）			第2期
道の駅「清流茶屋かわはら」			第4期
因幡万葉歴史館			第3期
サンドパルとっとり			第4期
食文化体験施設万葉の館			第3期
そば道場			第3期
気高町遊漁センター			第2期
気高町観光センター			第3期
佐治町木工体験学習施設			第2期

(2) 文化財

◆位置付け

文化の向上と福祉の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

保存すべき施設であり、現状維持を基本とします。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①現存のとおり維持する方向で検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
仁風閣			—
城下町とっとり交流館			—

(3) 宿泊施設

◆位置付け

市民の保養と観光の振興に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容が民間事業者と競合している施設については、サービス提供は縮小または廃止する方向で検討します。

利用が少ない施設については、サービスの根本的な見直しを前提に、観光振興、地域活性化の観点を持ち、関係者等と協議しながら検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①更新時期には、行政による更新を行わないことを前提として存廃について検討します。 ②民間活力の活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・設置目的が終了した施設や民間と競合する施設は、更新時を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
柳茶屋キャンプ場 （バーベキュー棟）			第3期
山王谷キャンプ場			第2期
安蔵森林体験交流施設			第3期
サイクリングターミナル砂丘の家			第1期
宿泊研修施設コスモスの館			第2期
たんぼり荘			第1期
かわはら三滝荘			第2期
山紫苑			第3期

（4）日帰り温泉施設

◆位置付け

市民の保養と観光の振興に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容が民間事業者と競合しており、行政としてのサービス提供は縮小または廃止する方向で検討します。

利用が少ない施設については、サービスの根本的な見直しを前提に、観光振興、地域活性化の観点を持ち、関係者等と協議しながら検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①基本的に行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	・民間と競合することから、更新時を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。 ・建物耐用年数に加え、設備の耐用年数をふまえて更新時期等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
ふれあい会館			第3期
湯谷荘			第2期
温泉館ホットピア鹿野			第3期
浜村温泉館			第2期

16 公営住宅

◆位置付け

市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

県有施設や民間施設とのサービス内容や提供量を比較し、本市が直接提供するサービスの縮小を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②借り上げ型公営住宅への転換を検討します。 ③民間と連携した住宅供給を検討します。
配置の考え方	・県有施設や民間施設の配置等を勘案し、統合・整理を検討します。
特記事項	・詳細は、鳥取市営住宅長寿命化計画で検討します。

17 学校関連施設

（1）小学校

◆位置付け

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すため設置

◆サービス提供の方針

全ての児童に適切なサービス（教育・発育の場）を提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①中長期的に維持することが考えられる施設（校区審議会において統廃合を検討していない学校）については、文部科学省の方針に基づき、長寿命化の対策を施します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③単独で更新する場合、児童数の推移（見込み）をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・校区審議会での議論等を基に配置を検討します。
特記事項	・空きスペースの活用や長期休業期間の利活用等を検討します。 ・規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。

(2) 中学校

◆位置付け

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すため設置

◆サービス提供の方針

全ての生徒に適切なサービス（教育・発育の場）を提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①中長期的に維持することが考えられる施設（校区審議会において統廃合を検討していない学校）については、文部科学省の方針に基づき、長寿命化の対策を施します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③単独で更新する場合、生徒数の推移（見込み）をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・校区審議会での議論等を基に配置を検討します。
特記事項	・空きスペースの活用や長期休業期間の利活用等を検討します。 ・規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。

(3) 学校給食センター

◆位置付け

学校給食を共同調理するため設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な給食を継続的かつ安定して提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模を確保します。 ②民間活力を活用した更新を検討します。
配置の考え方	・提供食数の推移（見込み）や移動条件（給食配送）等をふまえ、可能な限り統合を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
第一学校給食センター			第3期
第二学校給食センター			第3期
湖東学校給食センター			第3期
国府学校給食センター			第4期
河原学校給食センター			第4期
気高学校給食センター			第3期
鹿野学校給食センター			第3期
青谷学校給食センター			第3期

18 公園施設

◆位置付け

住民の健康及び福祉の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

公園利用者が安心して公園を利用できるよう現状維持を基本とし、必要なサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模で更新します。
配置の考え方	—
特記事項	※詳細は鳥取市公園施設長寿命化計画で検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
樗谿公園（梅鯉庵）			第1期
行徳緑地（行徳苑）			第1期

19 環境関連施設

(1) 浄水施設

◆位置付け

地域の福祉の増進及び環境衛生の向上のため設置

◆サービス提供の方針

市民生活を守る上で必要な機能として継続してサービスを維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模で更新します。
配置の考え方	—
特記事項	・今後も行政による整備・更新を行います。 ・水道局への移管を予定しています。

◆個別の建物（施設）方針

今後、施設を水道局へ移管し、公営企業会計の基で更新等が検討されますので、本計画では掲載しません。

(2) 可燃物処理施設

◆位置付け

地域の福祉の増進及び環境衛生の向上のため設置

◆サービス提供の方針

必要な機能として継続して機能を維持します。環境に配慮した設備設置を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①人口推移等をふまえ必要な規模で更新します。
配置の考え方	—
特記事項	・今後も行政による整備・更新を行います。 ・建物耐用年数に加え、設備の耐用年数をふまえて更新時期等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方に沿って取り組みを進めます。なお、施設の性質上、設備の老朽化（劣化）をふまえて更新時期を検討する必要があります。

対象施設：神谷清掃工場、国府町クリーンセンター、レインボーふくべ、ながおクリーンステーション

20 その他施設

(1) その他施設

①埋蔵文化財調査センター

◆位置付け

文化財を発掘・調査するために設置

◆サービス提供の方針

出土品（遺物）等を保管するほか、調査するためサービスを維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設（民間施設含む）の活用を検討します。 ②コンテナ倉庫等の活用などを検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・主として収蔵等を担っており、必要性を検討し、適宜見直しを図ります。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
埋蔵文化財調査センター			第1期

②国際交流プラザ

◆位置付け

市民と外国人との相互国際理解及び国際交流を促進し、鳥取市の国際化の推進に資するため設置

◆サービス提供の方針

国際交流の促進、国際化が進む中での在住外国人支援の拠点として、必要な機能の拡充などサービスの内容を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	今後の活用（更新時期まで）	更新時	
国際交流プラザ			第4期

③リサイクルドリームハウス

◆位置付け

省資源活動を推進し、市民にふれあいの場を提供するため設置

◆サービス提供の方針

行政として設置・保有する必要性は低いため、用途転用等によってより自由度の高い施設となるよう検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません
配置の考え方	—
特記事項	・更新時を待たずに、売却や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
リサイクルドリームハウス			第2期

④鳥取テレピア（有線テレビジョン放送施設）

◆位置付け

地域間における情報格差を解消するため設置

◆サービス提供の方針

機器の保管、情報発信の拠点としてサービスを維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①更新時に他の公共施設との複合化を検討します。 ②既存施設（民間施設含む）の活用を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
有線テレビジョン放送施設			第4期

（2）民間活用中の施設

◆位置付け

市民サービスの向上や、地域活性化などのため、行政として設置目的を終えた施設を民間が活用（転用）している建物

◆サービス提供の方針

建物の有効活用として、活用できる状況であれば現状とおり貸付等を行います。安全性等に問題がある場合はサービスの廃止や解体等を検討します。

サービス継続にあたっては、利用者との協議をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①基本的に行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	・可能な限り利用者等への譲渡を行い、利用者にとって自由度の高い施設とします。 ・サービス継続が必要な場合、他の既存施設の活用など幅広く検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鹿野地区コミュニティ施設（屋内運動場）			第1期
旧大茅小学校			第1期
国府中学校（寄宿舎）			第1期
旧成器小学校			第1期
いきいき成器保育園			第1期
旧鹿野幼稚園			第1期
旧福部幼稚園			第3期
旧河原幼稚園			第1期
旧河内へきち保育所			第1期
旧日置谷小学校			第1期
旧佐治学校給食センター			第2期
下曳田大型共同作業場			第3期
湖南中学校			第2期
青年会館（用瀬）			第1期
緑の郷			第1期
旧勝谷幼稚園			第1期
旧小鷺河幼稚園			第1期
旧八上保育園			第1期
橋本簡易郵便局			第2期
職員会館白砂			第1期
尾崎観光案内所			第3期

一般住宅（宝木）		第3期
佐治大型共同作業場		第3期
旧佐治中学校		第1期
旧佐治中学校（体育館）		第1期
谷山共同浴場		第1期
さじ植物園		—
ふたば作業所貸付建物		第3期
麻生屋内児童遊園		第1期
鳥取市お試し定住体験専用施設		第2期
佐治町郷土文化保存伝習施設		第2期
焼き物工房		第2期
旧気高第1分団ポンプ車格納庫		第1期
旧下佐賀共同作業所		第1期
旧麻生農機具格納庫		第1期
旧夏ヶ谷共同作業所		第1期
旧下曳田共同作業所		第1期
旧下味野共同作業所		第1期
旧上町屋共同作業所		第1期
旧上町屋農機具保管庫		第1期
旧南広西共同作業所		第1期
旧山ヶ鼻農機具保管庫		第1期
旧西品治共同作業所第2		第1期

（3）未活用施設

◆位置付け

行政として設備目的を終え、現在は活用されていない施設（一時的に倉庫となっているものを含む）

◆サービス提供の方針

建物の状態が良好な場合は、利活用や譲渡等を検討しますが、安全性等の問題がある場合は解体等を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①更新しません。
配置の考え方	—
特記事項	・可能な限り早期に活用を検討します。（支出を伴わない手法） ・活用等が困難な場合、譲渡・売却・解体等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	今後の活用（更新時期まで）	更新時	
旧大正保育園			第1期
旧ひまわり保育園			第1期
旧ふたば保育園			第2期
下佐賀大型共同作業場			第3期
園芸用ガラスハウス			第3期
青谷中央公民館			第1期
旧末恒地区公民館			第1期
佐治町豪雪山村開発総合センター			第1期
リバーフレンド鳥取			第3期
旧国府町総合支所			第1期
旧日置地区公民館			第1期
旧勝部地区公民館			第1期
旧下佐賀共同作業所			第2期
旧麻生農機具保管庫			第1期
旧西品治共同作業所第2			第1期
旧東郷児童館			第1期
用瀬学校給食センター			第2期
旧湖山地区公民館			第1期

地域別施設一覧

※各施設の分類(小分類)は、「施設白書」作成当時のものです。

地域名 国府 町

建物(施設)数 180 棟

資料3-3

連番	住所	施設分類 (小分類)	建物名称	用途	建年	延床面積	構造	所管課	備 考
1	国府町稲葉丘三丁目	公園施設	ふたば公園便所	便所	2002	1.80	コンクリートブロック造	国府町総合支所産業建設課	
2	国府町稲葉丘二丁目	その他施設	稲葉丘バス待合所	倉庫・物置	1996	3.93	コンクリートブロック造	国府町総合支所地域振興課	
3	国府町雨滝	環境関連施設	雨滝地区営農飲雑用水施設	処理場・加工場	1991	9.32	鉄筋コンクリート造	国府町総合支所産業建設課	
4	国府町岡益	環境関連施設	国府町クリーンセンター	焼却場	1997	1,643.54	鉄筋コンクリート造	生活環境課	
5	国府町岡益	環境関連施設	国府町クリーンセンター	倉庫・物置	1997	149.79	鉄骨造	生活環境課	
6	国府町岡益	その他施設	岡益駐車場公衆便所	便所	1980	13.25	木造	国府町総合支所産業建設課	
7	国府町岡益	環境関連施設	岡益地区営農飲雑用水施設	処理場・加工場	1993	16.53	木造	国府町総合支所産業建設課	
8	国府町下木原	その他施設	下木原バス待合所	倉庫・物置	2002	6.00	木造	国府町総合支所産業建設課	
9	国府町宮下	庁舎等	新国府町総合支所	庁舎	1996	1,339.98	鉄骨造	国府町総合支所地域振興課	
10	国府町宮下	行政関連施設	新国府町総合支所(倉庫)	倉庫・物置	2000	272.00	鉄骨造	国府町総合支所地域振興課	
11	国府町宮下	庁舎等	新国府町総合支所	車庫	1996	99.00	鉄骨造	国府町総合支所地域振興課	
12	国府町宮下	地区集会施設	国府町就業改善センター(宮下地区公民館)	公民館	1976	666.32	鉄筋コンクリート造	国府町総合支所地域振興課	
13	国府町宮下	公園施設	宮下公園便所	便所	1989	2.60	鉄骨造	国府町総合支所産業建設課	
14	国府町宮下	公園施設	いなば公園便所	便所	1990	2.60	鉄骨造	国府町総合支所産業建設課	
15	国府町宮下	保育・子育て支援施設	国府町子ども交流会館	集会場・会議室	2004	129.60	木造	国府町総合支所市民福祉課	
16	国府町宮下	小学校	宮ノ下小学校	校舎・園舎	1982	3,109.00	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
17	国府町宮下	小学校	宮ノ下小学校	校舎・園舎	1982	246.00	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
18	国府町宮下	小学校	宮ノ下小学校	校舎・園舎	1982	27.00	鉄骨造	教育総務課	
19	国府町宮下	小学校	宮ノ下小学校	給食室	1982	140.00	鉄骨造	教育総務課	
20	国府町宮下	小学校	宮ノ下小学校	体育館	1985	981.00	鉄骨造	教育総務課	
21	国府町宮下	小学校	宮ノ下小学校	ポンプ室	1988	76.13	コンクリートブロック造	教育総務課	
22	国府町玉鉾	農業振興施設	麻生地区水気耕栽培施設(1-1)	温室	1990	972.00	鉄骨造	農業振興課	
23	国府町玉鉾	農業振興施設	麻生地区水気耕栽培施設(1-2)	温室	1990	972.00	鉄骨造	農業振興課	
24	国府町玉鉾	農業振興施設	麻生地区水気耕栽培施設(1-3)	温室	1990	972.00	鉄骨造	農業振興課	
25	国府町玉鉾	農業振興施設	麻生地区水気耕栽培施設(1-4)	温室	1990	518.00	鉄骨造	農業振興課	
26	国府町玉鉾	農業振興施設	麻生地区水気耕栽培施設(1-5)	温室	1990	486.00	鉄骨造	農業振興課	
27	国府町玉鉾	農業振興施設	麻生地区水気耕栽培施設(1-6)	温室	1990	389.00	鉄骨造	農業振興課	
28	国府町玉鉾	農業振興施設	麻生地区水気耕栽培施設(1-7)	温室	1990	648.00	鉄骨造	農業振興課	
29	国府町玉鉾	農業振興施設	麻生地区水気耕栽培施設	処理場・加工場	1989	171.50	木造	農業振興課	
30	国府町玉鉾	農業振興施設	麻生地区水気耕栽培施設	ポンプ室	1990	9.66	コンクリートブロック造	農業振興課	
31	国府町玉鉾	農業振興施設	麻生地区水気耕栽培施設	ポンプ室	1990	4.50	木造	農業振興課	
32	国府町広西	その他施設	旧南広西共同作業所	処理場・加工場	1978	155.60	鉄骨造	農業振興課	地元へ無償貸付
33	国府町広西	農業振興施設	南広西農機具保管庫	車庫	1992	69.30	鉄骨造	農業振興課	
34	国府町広西	農業振興施設	南広西小型動力ポンプ格納庫	倉庫・物置	1976	9.72	木造	国府町総合支所産業建設課	
35	国府町広西	農業振興施設	南広西農機具保管庫	車庫	1982	106.00	鉄骨造	農業振興課	
36	国府町広西	地区集会施設	南広西地区会館	集会場・会議室	1974	69.72	木造	国府町総合支所市民福祉課	
37	国府町荒舟	農業振興施設	炭やき体験の館	陳列所・展示室	1997	92.19	木造	国府町総合支所産業建設課	
38	国府町荒舟	その他施設	荒舟地区屋外運動場便所	便所	1992	9.90	鉄骨造	教育委員会事務局国府町分室	
39	国府町高岡	環境関連施設	高岡簡易水道用施設	処理場・加工場	2001	9.14	コンクリートブロック造	国府町総合支所産業建設課	
40	国府町高岡	その他施設	高岡地区屋外運動場便所	便所	1993	6.40	コンクリートブロック造	教育委員会事務局国府町分室	
41	国府町三代寺	農業振興施設	旧鳥取市国府町三代寺宮の杜集会所	集会場・会議室	2006	76.89	木造	農業振興課	
42	国府町糸谷	保健・医療施設	鳥取市国府地区保健センター	車庫	2000	199.50	鉄骨造	中央保健センター	
43	国府町糸谷	保健・医療施設	鳥取市国府地区保健センター	保健室・医務室・衛生室	2002	492.72	鉄骨造	中央保健センター	
44	国府町糸谷	防災関連施設	国府第3分団ポンプ車格納庫	車庫	1993	64.32	木造	国府町総合支所地域振興課	
45	国府町糸谷	地区集会施設	谷地区公民館	公民館	1968	507.56	鉄筋コンクリート造	国府町総合支所地域振興課	
46	国府町糸谷	地区集会施設	谷地区公民館	倉庫・物置	1978	19.44	鉄骨造	国府町総合支所地域振興課	
47	国府町糸谷	行政関連施設	除雪車格納庫	車庫	2003	106.21	鉄骨造	国府町総合支所産業建設課	
48	国府町糸谷	農業振興施設	転作促進集会所研修施設(七草の家)	集会場・会議室	1984	208.02	鉄骨鉄筋コンクリート造	農業振興課	
49	国府町糸谷	農業振興施設	転作促進集会所研修施設(七草の家)	処理場・加工場	1993	175.00	鉄骨鉄筋コンクリート造	農業振興課	
50	国府町糸谷	文化学習施設	埋蔵文化財収蔵庫	倉庫・物置	1979	38.88	鉄骨造	教育委員会事務局国府町分室	
51	国府町糸谷	保健・医療施設	鳥取市国府地区保健センター	保健室・医務室・衛生室	1999	1,910.57	鉄筋コンクリート造	中央保健センター	
52	国府町松尾	その他施設	学行院便所	便所	1990	4.16	木造	教育委員会事務局国府町分室	
53	国府町新町二丁目	地区集会施設	国府記念館(あおば地区公民館)	公民館	1985	408.28	鉄骨造	国府町総合支所地域振興課	
54	国府町新町二丁目	地区集会施設	国府記念館(あおば地区公民館)	食堂・調理室	1992	31.35	鉄骨造	国府町総合支所地域振興課	
55	国府町新町二丁目	公園施設	あおば公園便所	便所	1988	2.60	鉄骨造	国府町総合支所産業建設課	
56	国府町神垣	環境関連施設	神垣地区営農飲雑用水施設	処理場・加工場	1995	28.43	木造	国府町総合支所産業建設課	
57	国府町神護	環境関連施設	神護地区営農飲雑用水施設	処理場・加工場	1997	12.50	コンクリートブロック造	国府町総合支所産業建設課	
58	国府町大石	環境関連施設	大石地区営農飲雑用水施設	処理場・加工場	1997	9.12	木造	国府町総合支所産業建設課	
59	国府町谷	保育・子育て支援施設	さつき保育園	校舎・園舎	1987	670.11	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
60	国府町谷	保育・子育て支援施設	さつき保育園	倉庫・物置	1987	10.50	鉄骨鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
61	国府町谷	教育関連施設	国府学校給食センター	食堂・調理室	2005	517.80	鉄筋コンクリート造	学校保健給食課	
62	国府町谷	小学校	国府東小学校	校舎・園舎	2002	2,982.00	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
63	国府町谷	小学校	国府東小学校	校舎・園舎	1990	1,207.00	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
64	国府町谷	小学校	国府東小学校	給食室	1990	376.00	鉄筋コンクリート造	教育総務課	

連番	住所	施設分類 (小分類)		用途	建年	延床面積	構造	所管課	備考
65	国府町谷	小学校	国府東小学校	体育館	2004	976.00	木造	教育総務課	
66	国府町中河原	その他施設	いきいき成器保育園	事務所	1972	70.95	木造	児童家庭課	
67	国府町中河原	その他施設	いきいき成器保育園	保育室・育児室	1972	134.94	木造	児童家庭課	
68	国府町中河原	その他施設	いきいき成器保育園	保育室・育児室	1972	132.50	木造	児童家庭課	
69	国府町中河原	防災関連施設	国府第2分団ポンプ車格納庫	車庫	1992	72.00	木造	国府町総合支所地域振興課	
70	国府町中河原	地区集会施設	林業会館(成器地区公民館)	公民館	1981	484.60	鉄骨造	国府町総合支所地域振興課	
71	国府町中河原	農業振興施設	成器地区農産物加工施設	処理場・加工場	1994	45.00	木造	農業振興課	
72	国府町中河原	体育館	旧成器小学校	便所	1954	50.00	木造	教育委員会事務局国府町分室	
73	国府町中河原	体育館	旧成器小学校	ポンプ室	1954	32.00	木造	教育委員会事務局国府町分室	
74	国府町中河原	その他施設	旧成器小学校	校舎・園舎	1954	968.00	木造	生涯学習・スポーツ課	
75	国府町中河原	その他施設	旧成器小学校	集会場・会議室	1954	86.00	木造	生涯学習・スポーツ課	
76	国府町中河原	その他施設	旧成器小学校	倉庫・物置	1954	11.00	木造	生涯学習・スポーツ課	
77	国府町中河原	その他施設	旧成器小学校	給食室	1954	105.00	木造	生涯学習・スポーツ課	
78	国府町中河原	その他施設	旧成器小学校	校舎・園舎	1954	4.00	木造	生涯学習・スポーツ課	
79	国府町中河原	体育館	旧成器小学校(体育館)	体育館	1984	554.00	鉄骨造	教育委員会事務局国府町分室	
80	国府町中郷	保育・子育て支援施設	みやこ保育園	保育室・育児室	1982	204.05	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
81	国府町中郷	保育・子育て支援施設	みやこ保育園	保育室・育児室	1982	60.00	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
82	国府町中郷	保育・子育て支援施設	みやこ保育園	保育室・育児室	1982	174.06	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
83	国府町中郷	保育・子育て支援施設	みやこ保育園	事務所	1982	41.64	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
84	国府町中郷	保育・子育て支援施設	みやこ保育園	食堂・調理室	1982	43.57	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
85	国府町中郷	保育・子育て支援施設	みやこ保育園	保健室・医務室・衛生室	1982	27.30	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
86	国府町中郷	保育・子育て支援施設	みやこ保育園	校舎・園舎	1982	192.97	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
87	国府町中郷	保育・子育て支援施設	みやこ保育園	食堂・調理室	2000	7.81	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
88	国府町中郷	保育・子育て支援施設	みやこ保育園	保育室・育児室	2000	12.00	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
89	国府町中郷	保育・子育て支援施設	みやこ保育園	便所	2000	5.00	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
90	国府町中郷	その他施設	国府国庁跡地便所	便所	1986	6.72	木造	教育委員会事務局国府町分室	
91	国府町庁	観光施設	食文化体験施設万葉の館	食堂・調理室	1998	436.80	木造	農業振興課	
92	国府町庁	中央公民館・ 広域集会施設 (ホール)	国府町中央公民館	公民館	1985	2,628.27	鉄筋コンクリート造	教育委員会事務局国府町分室	
93	国府町町屋	その他施設	旧上町屋共同作業所	処理場・加工場	1972	80.73	鉄骨造	農業振興課	地元へ無償貸付
94	国府町町屋	その他施設	旧上町屋農機具保管庫	車庫	1977	126.00	鉄骨造	農業振興課	地元へ無償貸付
95	国府町町屋	その他施設	旧上町屋農機具保管庫	倉庫・物置	1977	4.00	鉄骨造	農業振興課	
96	国府町町屋	その他施設	旧上町屋共同作業所	処理場・加工場	1978	136.50	鉄骨造	農業振興課	地元へ無償貸付
97	国府町町屋	防災関連施設	国府第4分団ポンプ車格納庫兼防災倉庫	車庫	2004	137.09	鉄骨造	国府町総合支所産業建設課	
98	国府町町屋	農業振興施設	上町屋小型動力ポンプ格納庫	倉庫・物置	1976	8.10	木造	国府町総合支所産業建設課	
99	国府町町屋	公営住宅等施設	わかとり団地 60-1	住宅	1985	126.70	木造	建築住宅課	
100	国府町町屋	公営住宅等施設	わかとり団地 60-2	住宅	1985	126.70	木造	建築住宅課	
101	国府町町屋	公営住宅等施設	わかとり団地 60-3	住宅	1985	126.70	木造	建築住宅課	
102	国府町町屋	公営住宅等施設	わかとり団地 61-1	住宅	1987	126.70	木造	建築住宅課	
103	国府町町屋	公営住宅等施設	わかとり団地 61-2	住宅	1987	126.70	木造	建築住宅課	
104	国府町町屋	公営住宅等施設	わかとり団地 61-3	住宅	1987	126.70	木造	建築住宅課	
105	国府町町屋	公営住宅等施設	わかとり団地 61-4	住宅	1987	126.70	木造	建築住宅課	
106	国府町町屋	公営住宅等施設	わかとり団地 61-5	住宅	1987	126.70	木造	建築住宅課	
107	国府町町屋	公園施設	桜づつみ公園便所(国府町町屋)	便所	1996	32.00	木造	国府町総合支所産業建設課	
108	国府町町屋	地区集会施設	上町屋老人憩の家	集会場・会議室	1996	131.90	木造	国府町総合支所市民福祉課	
109	国府町町屋	公営住宅等施設	新麻生団地 A	住宅	1996	142.95	木造	建築住宅課	
110	国府町町屋	公営住宅等施設	新麻生団地 B	住宅	1996	142.95	木造	建築住宅課	
111	国府町町屋	公営住宅等施設	新麻生団地 C	住宅	1996	144.40	木造	建築住宅課	
112	国府町町屋	環境関連施設	美敷地区簡易水道ポンプ室	ポンプ室	1981	7.70	コンクリートブロック造	国府町総合支所産業建設課	
113	国府町町屋	地区集会施設	麻生集会所	集会場・会議室	1971	165.17	木造	国府町総合支所市民福祉課	
114	国府町町屋	保育・子育て支援施設	上町屋小規模児童館	保育室・育児室	1980	108.23	鉄骨造	児童家庭課	
115	国府町町屋	行政関連施設	上町屋倉庫	倉庫・物置	2003	10.29	木造	国府町総合支所市民福祉課	
116	国府町町屋	文化学習施設・ 観光施設	国府万葉歴史館	陳列所・展示室	1994	1,673.60	鉄筋コンクリート造	文化財課	
117	国府町町屋	中学校	国府中学校	校舎・園舎	1978	2,934.25	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
118	国府町町屋	中学校	国府中学校	校舎・園舎	1978	496.80	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
119	国府町町屋	中学校	国府中学校	給食室	1978	416.75	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
120	国府町町屋	中学校	国府中学校	体育館	1980	1,093.50	鉄骨造	教育総務課	
121	国府町町屋	中学校	国府中学校	脱衣室・更衣室	1980	132.53	鉄骨造	教育総務課	
122	国府町町屋	中学校	国府中学校	自転車置場・置場	1980	100.00	鉄骨造	教育総務課	
123	国府町町屋	中学校	国府中学校	校舎・園舎	1981	491.00	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
124	国府町町屋	中学校	国府中学校	倉庫・物置	1988	9.30	鉄骨造	教育総務課	
125	国府町町屋	スポーツ施設	町民運動場(器具格納庫)	倉庫・物置	1980	24.00	鉄骨造	教育委員会事務局国府町分室	
126	国府町町屋	スポーツ施設	町民運動場(トイレ)	便所	1988	5.18	コンクリートブロック造	教育委員会事務局国府町分室	
127	国府町町屋	スポーツ施設	農村勤労福祉センター(プール)	洗場・水飲場	1980	1,177.26	鉄骨造	国府町総合支所地域振興課	
128	国府町町屋	その他施設	国府中学校(寄宿舎)	寮舎・宿舎	1980	498.75	鉄骨造	教育総務課	
129	国府町町屋	スポーツ施設	テニス場器具庫	倉庫・物置	1981	3.90	コンクリートブロック造	教育委員会事務局国府町分室	
130	国府町町屋	スポーツ施設	陸上競技器具庫(中学校)	倉庫・物置	1993	34.15	鉄骨造	教育委員会事務局国府町分室	
131	国府町町屋	未活用施設	旧国府総合支所庁舎	倉庫・物置	1986	54.00	鉄骨造	生活環境課	
132	国府町町屋	未活用施設	旧国府町総合支所	庁舎	1982	1,199.05	鉄筋コンクリート造	財産経営課	

連番	住所	施設分類 (小分類)		用途	建年	延床面積	構造	所管課	備 考
133	国府町町屋	未活用施設	旧国府町総合支所	事務所	1962	108.97	鉄筋コンクリート造	財産経営課	
134	国府町町屋	未活用施設	旧国府町総合支所	書庫	1962	8.94	鉄骨造	財産経営課	
135	国府町町屋	未活用施設	旧国府町総合支所	事務所	1962	15.90	鉄骨造	財産経営課	
136	国府町町屋	未活用施設	旧国府町総合支所	倉庫・物置	1962	6.88	鉄筋コンクリート造	財産経営課	
137	国府町町屋	未活用施設	旧国府町総合支所	塵芥集積所	1962	3.61	鉄骨造	財産経営課	
138	国府町町屋	未活用施設	旧国府町総合支所	書庫	1962	24.78	鉄骨造	財産経営課	
139	国府町町屋	未活用施設	旧国府町総合支所	配電室・電気室	1978	5.74	鉄筋コンクリート造	財産経営課	
140	国府町町屋	未活用施設	旧国府町総合支所	庁舎	1980	407.36	鉄筋コンクリート造	財産経営課	
141	国府町栃本	その他施設	旧大茅小学校	食堂・調理室	1951	135.00	木造	生涯学習・スポーツ課	
142	国府町栃本	その他施設	旧大茅小学校	倉庫・物置	1987	20.00	木造	生涯学習・スポーツ課	
143	国府町栃本	防災関連施設	国府第1分団ポンプ車格納庫	車庫	1996	80.00	木造	国府町総合支所地域振興課	
144	国府町栃本	地区集会施設	林業研修センター(大茅地区公民館)	公民館	1979	460.00	鉄骨造	国府町総合支所地域振興課	
145	国府町栃本	その他施設	栃本簡易郵便局	事務所	1990	27.30	木造	国府町総合支所地域振興課	
146	国府町栃本	地区集会施設	栃本生活改善センター	集会場・会議室	1982	132.41	鉄骨造	農業振興課	
147	国府町栃本	農業振興施設	大茅地区農産物加工施設	処理場・加工場	2000	253.66	鉄骨造	農業振興課	
148	国府町栃本	公園施設	栃本農村公園便所	便所	2000	32.24	木造	国府町総合支所産業建設課	
149	国府町栃本	環境関連施設	栃本地区営農飲雑用施設	処理場・加工場	1998	9.70	コンクリートブロック造	国府町総合支所産業建設課	
150	国府町栃本	保育・子育て支援施設	栃本児童館	保育室・育児室	1992	205.81	木造	児童家庭課	
151	国府町栃本	体育館	旧大茅小学校(体育館)	体育館	1987	550.00	鉄骨造	教育委員会事務局国府町分室	
152	国府町栃本	体育館	旧大茅小学校	ポンプ室	1978	29.00	コンクリートブロック造	教育委員会事務局国府町分室	
153	国府町栃本	その他施設	旧大茅小学校	校舎・図書	1951	487.00	木造	生涯学習・スポーツ課	
154	国府町橘城	地区集会施設	橘城多目的集会施設	集会場・会議室	1994	157.16	木造	農業振興課	
155	国府町橘城	環境関連施設	橘城地区営農飲雑用水施設	処理場・加工場	2000	37.80	コンクリートブロック造	国府町総合支所産業建設課	
156	国府町法花寺	公営住宅等施設	法花寺団地 A-4・5 2棟、4戸	住宅	2009	290.12	木造	建築住宅課	
157	国府町法花寺	公営住宅等施設	法花寺団地	塵芥集積所	2009	3.05	軽量鉄骨造	建築住宅課	
158	国府町法花寺	公営住宅等施設	法花寺団地 B-1・2	住宅	2009	252.12	木造	建築住宅課	
159	国府町法花寺	公営住宅等施設	法花寺団地 A-1〜3 3棟、6戸	住宅	2008	435.18	木造	建築住宅課	
160	国府町法花寺	公営住宅等施設	法花寺団地 集会所	集会場・会議室	2008	41.56	木造	建築住宅課	
161	国府町麻生	その他施設	旧麻生農機具格納庫	車庫	1978	250.50	鉄骨造	農業振興課	地元へ無償貸付
162	国府町麻生	社会福祉施設	国府人権福祉センター	集会場・会議室	1981	400.58	鉄筋コンクリート造	人権推進課	
163	国府町麻生	社会福祉施設	国府人権福祉センター	倉庫・物置	1986	23.73	鉄骨造	人権推進課	
164	国府町麻生	社会福祉施設	国府人権福祉センター	倉庫・物置	1992	31.04	木造	人権推進課	
165	国府町麻生	社会福祉施設	国府人権福祉センター	倉庫・物置	1995	26.19	鉄骨造	人権推進課	
166	国府町麻生	社会福祉施設	国府人権福祉センター	便所	2012	21.80	木造	人権推進課	
167	国府町麻生	行政関連施設	マイクロバス車庫	車庫	2004	36.29	鉄骨造	人権推進課	
168	国府町麻生	その他施設	麻生屋内児童遊園	保育室・育児室	1975	150.34	鉄骨鉄筋コンクリート造	人権推進課	
169	国府町麻生	農業振興施設	鳥取市新規就農者技術習得支援施設	講習所・育成所・研修所	2002	432.00	鉄骨造	農業振興課	
170	国府町麻生	防災関連施設	麻生地区消防格納庫	車庫	1996	13.72	コンクリートブロック造	国府町総合支所地域振興課	
171	国府町麻生	農業振興施設	ぶどう栽培共同利用防除かん水施設	ポンプ室	1986	12.00	鉄骨造	農業振興課	
172	国府町麻生	農業振興施設	麻生農機具保管庫	車庫	1995	48.00	木造	農業振興課	
173	国府町麻生	農業振興施設	麻生地区農産物加工施設	処理場・加工場	1995	29.48	鉄骨造	農業振興課	
174	国府町麻生	地区集会施設	麻生老人憩の家	集会場・会議室	1991	148.64	鉄骨鉄筋コンクリート造	国府町総合支所市民福祉課	
175	国府町麻生	地区集会施設	麻生老人憩の家	食堂・調理室	1995	19.87	鉄骨造	国府町総合支所市民福祉課	
176	国府町麻生	保育・子育て支援施設	麻生小型児童館	保育室・育児室	1995	309.77	鉄筋コンクリート造	児童家庭課	
177	国府町麻生	その他施設	楽焼小屋	小売・畜舎	1990	26.49	木造	教育委員会事務局国府町分室	
178	国府町麻生	農業振興施設	麻生農機具格納庫(昭和48年度)	車庫	1973	60.00	鉄骨造	農業振興課	
179	国府町麻生	農業振興施設	麻生共同作業所	処理場・加工場	1974	145.85	鉄骨造	農業振興課	
180	国府町麻生	農業振興施設	麻生共同作業所(穀乾燥場)	処理場・加工場	1977	622.34	鉄骨造	農業振興課	

公共施設経営に関する 取り組み事例

(鳥取市で講演した自治体)

事例1(浜松市)

民間貸付

◆廃校

- ・市民協働センターへの転用、民間事業者による地域活動拠点や森林組合の事務所兼作業所、地域集会場などに貸付

★地域で簡易郵便局・診療所を誘致★



地元へ無償貸付⇒自治会館、郵便局、診療所、体育館での展示イベント



事例2(浜松市)

機能集約(施設統合)と民間貸付

・金融機関
・郵便局
・国出先機関
・民間保険会社等
・NPO団体

(貸付)

【佐久間協働センター】
※旧佐久間町役場・ホール



☆貸付により
890万円／年の収入



【さくま郷土遺産保存館:統合・廃止】
解体・借地の返還



【佐久間就業改善センター:統合・管変】

事例3(秦野市)

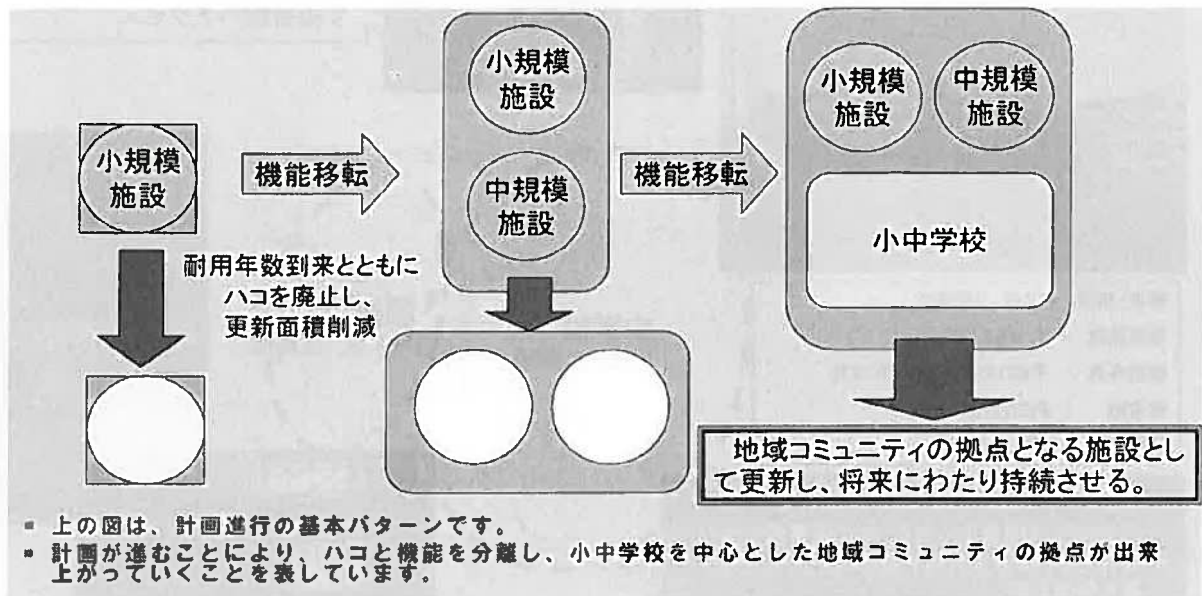
公民連携による公共施設マネジメント

- 秦野市役所の敷地内には、コンビニが建っています。(独立店舗が敷地内に建っているのは、全国で唯一(現在愛媛県新居浜市が挑戦中)。24時間営業を担保)。建設に当たり、税は投入していない(事業用定期借地で出店者が建設)。総額〇.〇億円の賃料収入は、庁舎の維持補修に充当
- この店では、図書館の図書返却受付、市刊行物や文化会館公演チケットの販売、住民票の受取サービスなどを24時間年中無休で実施
- これも立派な「公民連携(PPP)による公共施設のマネジメント」



事例4(秦野市)

学校を中心とした地域コミュニティ拠点



事例5(さいたま市)

◎泰平小と大砂土デイサービスセンター

学校の活用

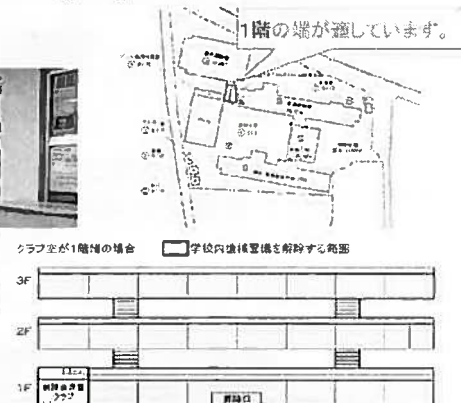
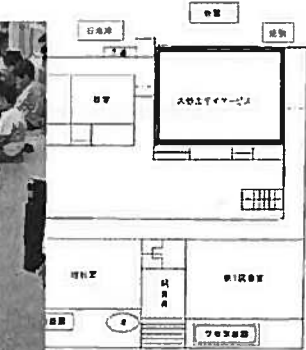
三橋小学校と三橋公民館の複合
(公民館の調理実習室と小学校の家庭科室が連結)



稼働率の低い教室の有効活用



余裕教室を活用した放課後児童クラブ



事例6(佐倉市)

図書館と学校との複合化

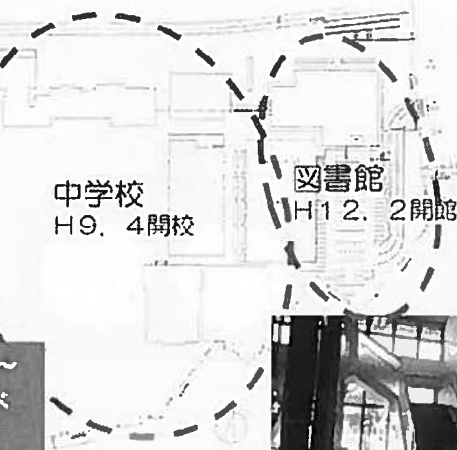
市立図書館の新築工事



構造・規模：RC造 2階建て
 延床面積：1,462 m²
 建築年月：平成12年(2000年)2月
 蔵書数：約20万冊
 貸出者数：延12万人/年



生徒は、校舎より連絡通路にて図書館へアクセス



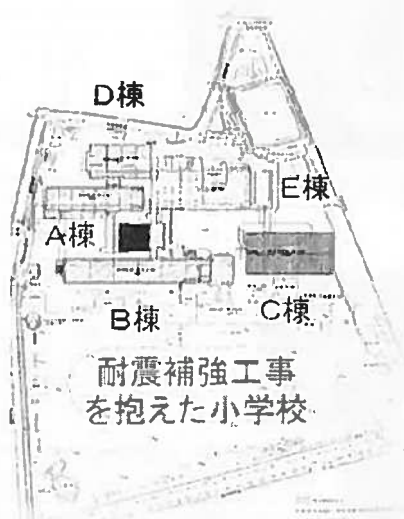
～新設中学校隣地に市立図書館を併設～
 学校内には図書室はなく、市立図書館を調べ学習として授業で利用する他、昼休み、放課後も利用可能。

人口減少を見据えた複合化

31

事例7(佐倉市)

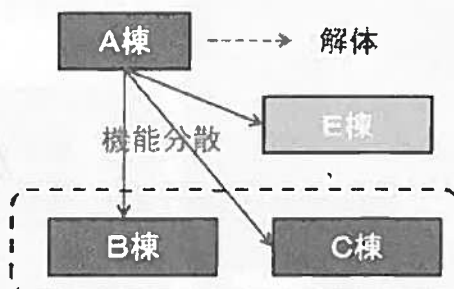
耐震化と合わせた統合(集中化)



耐震補強工事を抱えた小学校

【与条件】

D・E棟 ⇒ 新耐震校舎
 A・B・C棟 ⇒ 旧耐震校舎
 耐震補強順位 A→C→B
 保有面積－基準面積≒450m²



B・C棟を集中して補強

総量縮減(約450m²)＋予算縮減(約6,000万円)

国府地域振興会議資料 4	
平成 27 年 11 月 19 日	
担当課	農林水産部農村整備課

簡易水道料金の改定について

1 概要

簡易水道の料金は、市町村合併により地域間で大きな差が生じていましたが、合併調整方針などに基づき段階的に調整し、平成 28 年度に市管理簡易水道の料金の統一を行うこととしています。これまで、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階と 3 年毎に調整し、今回は最終段階の料金改定となります。

10月26日の簡易水道事業審議会答申に基づき、平成 27 年 12 月市議会に関係条例の改正（案）を提出し、平成 28 年 4 月 1 日より新料金に改定を行う予定としています。

2 内容

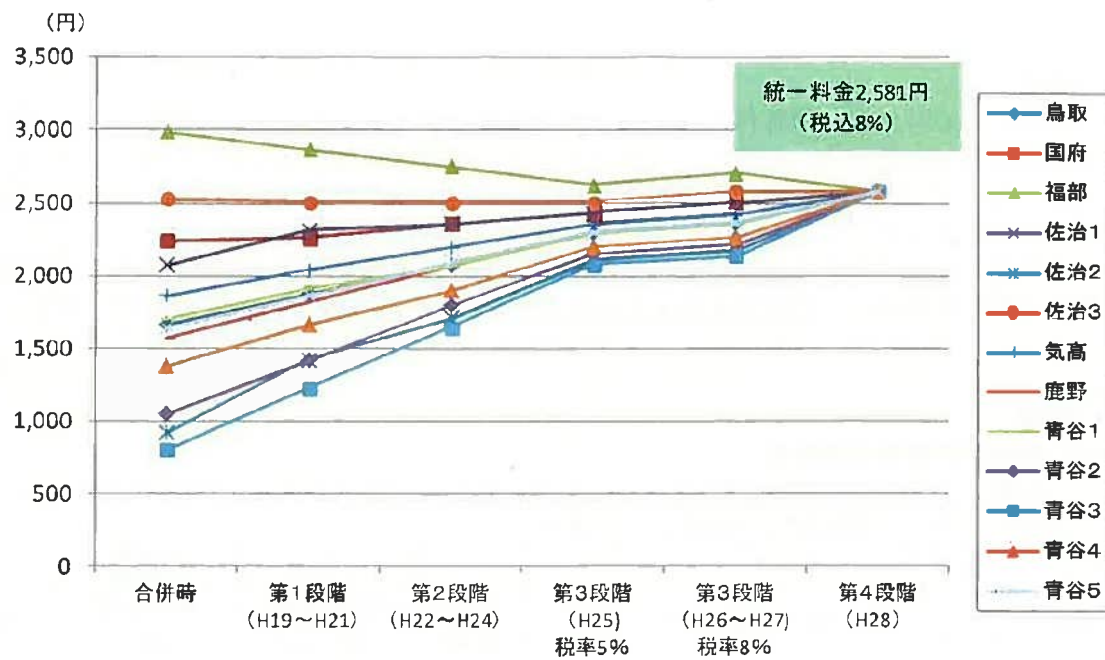
(1) 改定後の簡易水道料金

水道メーターの口径が13mmで1か月に20m³使用した場合の新しい簡易水道料金は、次のとおりです。 ※詳細は「別表」のとおり

番号	給水区域	グラフ 凡例	改定前	改定後	増減
			第 3 段階 (H26～H27) 税込8%	第 4 段階 (H28) 税込8%	
1	鳥取地域市管理簡易水道（下段、有富簡易水道除く） 飲料水供給施設（妙徳寺ほか）	鳥取	2,365円	2,581円	216円
2	国府地域すべての市管理簡易水道 神護飲料水供給施設（国府地域）	国府	2,505円		76円
3	福部地域すべての簡易水道	福部	2,705円		▲124円
4	口佐治簡易水道（佐治地域）	佐治1	2,505円		76円
5	中佐治簡易水道（佐治地域） 尾際簡易水道（佐治地域）	佐治2	2,170円		411円
6	西加茂簡易水道（佐治地域） 万蔵飲料水供給施設（佐治地域）	佐治3	2,581円		0
7	気高地域すべての簡易水道	気高	2,419円		162円
8	鹿野地域すべての簡易水道 鬼入道飲料水供給施設（鹿野地域）	鹿野	2,354円		227円
9	長和瀬簡易水道（青谷地域） 上露谷飲料水供給施設（青谷地域） 屋住簡易水道（用瀬地域）	青谷1	2,354円		227円
10	蔵内簡易水道（青谷地域） 有富簡易水道（鳥取地域） 津野簡易水道（佐治地域）	青谷2	2,214円		367円
11	八葉寺簡易水道（青谷地域） 下段簡易水道（鳥取地域） 荒舟簡易水道（国府地域） 江波簡易水道（用瀬地域）	青谷3	2,138円		443円
12	早牛簡易水道（青谷地域） 社中央簡易水道（用瀬地域）	青谷4	2,268円		313円
13	勝部簡易水道（青谷地域）	青谷5	2,370円		211円

[参考]

水道メーター口径 13mmで1か月20m³使用した場合の市管理簡易水道料金の推移



(2) 料金の改定時期

平成28年7月の請求分から新料金になります。

別表

簡易水道料金改定内容一覧表

番号	給水区域	メーター口径	改定前		メーター口径	改定後	
			基本料金	従量料金		基本料金	従量料金
1	福井の一部、上原、岩坪、上砂見、矢張、細見、高路、妙徳寺の一部、萩田蔵、中砂見、松上、横原、御熊、下砂見、百谷、滝山の一部、河内	13又は20mm	910円	1㎡から30㎡まで			
		25又は30mm	1,310円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,050円	50㎡を超える分			
		50mm	4,670円				
		75mm	—				
2	国府町雨滝、国府町大石、国府町神護、国府町山崎、国府町中河原、国府町吉野、国府町神垣、国府町岡益、国府町橋本、国府町橋城、国府町高岡、国府町糸谷の一部、国府町新井、国府町清水の一部、国府町松尾、国府町殿	13又は20mm	1,020円	1㎡から30㎡まで			
		25mm	1,620円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,870円	50㎡を超える分			
		50mm	5,990円				
		75mm	—				
3	福部町左近、福部町久志羅、福部町中、福部町蔵見、福部町南田、福部町栗谷、福部町八重原、福部町筋溪、福部町高江、福部町海士、福部町細川、福部町湯山、福部町岩戸、上野（百谷の一部、滝山の一部、岩倉の一部、国府町美敷の一部）	13又は20mm	925円	1㎡から30㎡まで			
		25又は30mm	1,320円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,060円	50㎡を超える分			
		50mm	4,680円				
		75mm	—				
4	佐治町裏谷（上葛谷区域に限る。）、佐治町刈地、佐治町大井、佐治町古市、佐治町森坪、佐治町加茂（万蔵区域に限る。）、佐治町福園の一部	13又は20mm	1,160円	1㎡から30㎡まで			
		25又は30mm	1,550円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,290円	50㎡を超える分			
		50mm	4,900円				
		75mm	—				
5	佐治町加瀬木、佐治町高山、佐治町尾跡	13又は20mm	890円	1㎡から30㎡まで			
		25又は30mm	1,280円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,020円	50㎡を超える分			
		50mm	4,640円				
		75mm	—				
6	佐治町加茂（小田、細尾区域に限る。）	13又は20mm	950円	1㎡から30㎡まで			
		25又は30mm	1,480円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,290円	50㎡を超える分			
		50mm	4,900円				
		75mm	—				
7	気高町下光元、気高町上光、気高町常松、気高町福吉、気高町宝木、気高町酒津、気高町奥沢見、気高町宿、気高町土居、気高町重高、気高町二本木、気高町下坂本、気高町日光、気高町浜村、気高町勝見、気高町八幡、気高町高江、気高町柳家、気高町新町一丁目、気高町新町二丁目、気高町新町三丁目、気高町北浜一丁目、気高町北浜二丁目、気高町北浜三丁目、気高町殿、気高町飯里、気高町下石、気高町上原、気高町山宮、気高町睦達、気高町会下、気高町下原、気高町八束水	13又は20mm	820円	1㎡から30㎡まで	13又は20mm	950円	1㎡から30㎡まで 72円/㎡
		25又は30mm	1,360円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,530円	50㎡を超える分			
		50mm	6,960円				
		75mm	—				
8	鹿野町今市、鹿野町鹿野、鹿野町末用、鹿野町附野、鹿野町広木、鹿野町水谷、鹿野町河内、鹿野町寺内、鹿野町宮方、鹿野町中園、鹿野町岡木、鹿野町乙亥正	13又は20mm	920円	1㎡から30㎡まで			
		25又は30mm	1,310円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,050円	50㎡を超える分			
		50mm	4,600円				
		75mm	—				
9	青谷町長和瀬、青谷町露谷の一部 用瀬町屋住	13又は20mm	920円	1㎡から30㎡まで			
		25又は30mm	1,330円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,110円	50㎡を超える分			
		50mm	4,870円				
		75mm	—				
10※	有富 佐治町津野 青谷町蔵内の一部	13又は20mm	790円	1㎡から30㎡まで			
		25又は30mm	1,210円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	2,990円	50㎡を超える分			
		50mm	4,750円				
		75mm	10,520円				
11	下段 青谷町八葉寺 国府町荒舟 用瀬町江波	13又は20mm	820円	1㎡から30㎡まで			
		25又は30mm	1,250円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,040円	50㎡を超える分			
		50mm	4,800円				
		75mm	—				
12	用瀬町安蔵（岡、塚原、鹿子区域に限る。） 用瀬町宮原 青谷町早牛	13又は20mm	820円	1㎡から30㎡まで			
		25又は30mm	1,260円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,040円	50㎡を超える分			
		50mm	4,800円				
		75mm	—				
13	青谷町栗原、青谷町澄水、青谷町楠根、青谷町紙屋、青谷町田原谷	13又は20mm	935円	1㎡から30㎡まで			
		25又は30mm	1,350円	30㎡を超え50㎡まで			
		40mm	3,130円	50㎡を超える分			
		50mm	4,990円				
		75mm	—				

※ … 改定前の75mmは佐治町津野のみ

基幹公民館（新市域の中央公民館）の位置付けについて

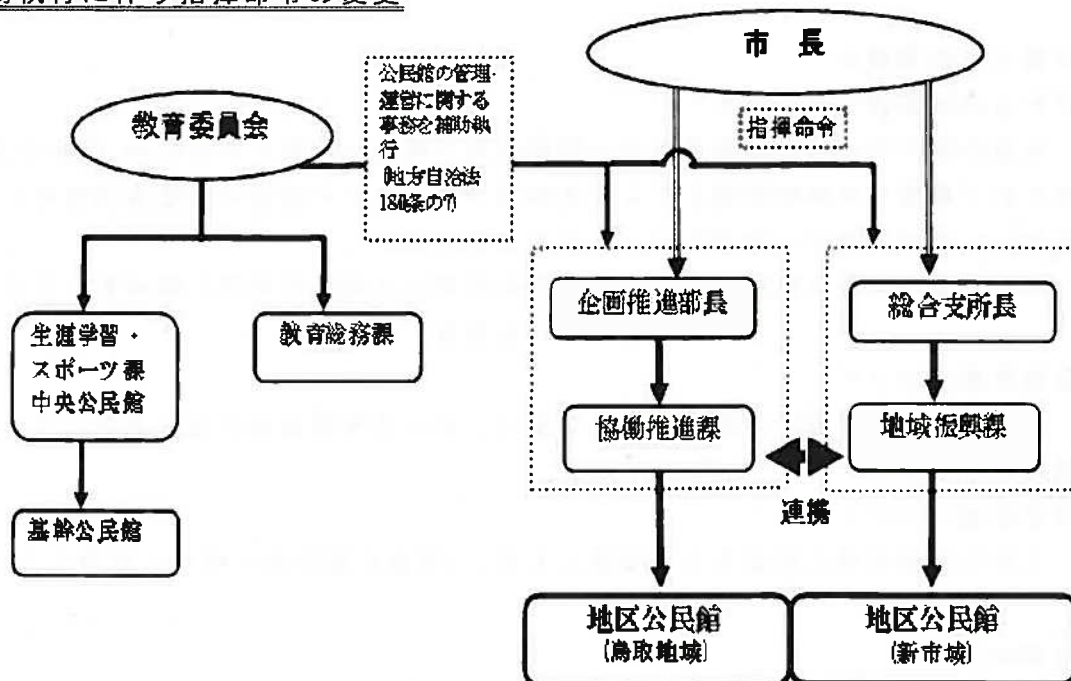
鳥取市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

1 基幹公民館の位置付け検討に関する経緯

市町村合併時に新市域にあった“中央公民館”は、地域の生涯学習の推進に影響がないようにとの観点から、暫定的に各地域の『基幹公民館』として位置付けられた。

その後、平成20年4月に地区公民館に関する業務が市長部局に補助執行され、基幹公民館が担ってきた「地域内の地区公民館を統括する」という役割も大きく変化してきた。

補助執行に伴う指揮命令の変更



※「地区公民館事務の手引き」より

<これまでの検討経過>

- H16.11 基幹公民館設置
- H20.4 地区公民館業務を教育委員会から市長部局へ補助執行
- H21.1 『分室のあり方検討会議』で“基幹公民館は当面存続”と確認
- H23.1 『分室のあり方検討会議』で“分室は存続、分室と基幹公民館の職員を兼務”と決定
- H23.4 教育委員会分室と基幹公民館の職員兼務スタート
- 中央公民館長会議で『改めて基幹公民館のあり方を検討』と確認

2 現状の課題

- 地区公民館の管理運営に関する業務が市長部局に補助執行されたことにより、基幹公民館の設置目的が不明確となった。
- 基幹公民館と教育委員会分室が、それぞれの立場で同一の地域（旧町村を単位とした地域）を対象に事業を実施していることにより、地域住民から見るとそれぞれの役割等が不明確となっている。
- 地域住民の文化の向上と福祉の増進の観点で、公共施設をより有効に利活用するニーズが広がる中で、基幹公民館は営利を目的とした事業等に利用することはできない（社会教育法第 23 条）。

など

3 位置付けの見直し

①条例上の位置付けについて

地域の様々なイベント等でより一層利活用が可能な施設とするため、基幹公民館を、現在の『鳥取市公民館条例』から『鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例』に基づく施設に移管することを基本とする。

※コミュニティ施設：地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的に設置している施設

②実施事業について

現在、基幹公民館が実施している事業は、全て教育委員会分室の事業とすることを基本とする。

③職員配置について

基幹公民館の嘱託職員を分室職員とする。（実質の職員数・体制は変更しない。）

4 今後の予定

H27.10 各地域の地域振興会議で意見交換

H27.11 各教育委員会分室で方針を検討

関係条例の改正準備

H28.2 平成 28 年 2 月議会に關係条例を提案

H28.4 基幹公民館の位置付け変更

○鳥取市公民館条例

昭和35年4月1日
鳥取市条例第15号

目次

- 第1章 総則(第1条)
第2章 設置及び管理(第2条—第14条)
第3章 公民館運営審議会(第15条—第20条)
第4章 補則(第21条)
附則

(目次…一部改正〔平成9年条例11号・11年15号・12年8号・16年155号〕)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、鳥取市における社会教育を振興し、住民の福祉を図るため、鳥取市立公民館の設置、管理及び運営に関し法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 設置及び管理

(設置)

第2条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条第1項の規定に基づき、鳥取市に鳥取市立中央公民館(以下「中央公民館」という。)、鳥取市立基幹公民館(以下「基幹公民館」という。))及び鳥取市立地区公民館(以下「地区公民館」という。)を設置する。

2 前項の中央公民館、基幹公民館及び地区公民館(以下「公民館」という。)の名称、位置及び設置区域は、別表第1のとおりとする。

(1・2項…一部改正〔平成16年条例155号〕)

(中央公民館)

第3条 中央公民館は、全市域にわたり統一的な処理を必要とする事業、各地区公民館の連絡調整に関する事業その他基幹公民館で処理することが不適当と認められる事業を実施するものとする。

(本条…一部改正〔平成4年条例16号、16年155号〕)

(基幹公民館)

第4条 基幹公民館は、設置区域内における統一的な事業、設置区域内の地区公民館との連絡調整に関する事業その他設置区域内の地区公民館で処理することが不適当と認められる事業を実施するものとする。

2 別表第2の左欄に掲げる基幹公民館は、同表の右欄に掲げる地区公民館を管轄する。

(本条…追加〔平成16年条例155号〕)

(職員)

第5条 公民館に次の職員を置く。

館長 1人

主事その他必要な職員 若干人

2 前項の職員は、非常勤とすることができる。

(1項…一部改正〔平成12年条例8号〕、1項…一部改正・旧4条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(使用の許可等)

第6条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ鳥取市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 地区公民館を使用しようとする者は、当該地区公民館の設置区域内の住民でなければならない。ただし、教育委員会が社会教育の振興上必要と認めてその使用を許可した場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、前2項の使用の許可に公民館の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(本条…全部改正〔平成9年条例11号〕、見出…一部改正〔平成12年条例7号〕、旧5条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(使用の許可の基準)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

(1) 法第23条の規定に違反すると認めるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 施設、設備若しくは備品等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(5) その他管理上支障があると認めるとき。

(本条…追加〔平成9年条例11号〕、旧6条…繰下〔平成16年条例155号〕、本条…一部改正〔平成24年条例2号〕)

(使用料)

第8条 別表第3に掲げる公民館の使用の許可を受けた者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、後納することができる。

(本条…追加〔平成16年条例155号〕)

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(本条…追加〔平成16年条例155号〕)

(使用料の不返還)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。

(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。

(本条…追加〔平成16年条例155号〕)

(使用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、公民館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会の規則の規定に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるときのほか、公民館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

(本条…追加〔平成9年条例11号〕、一部改正〔平成12年条例7号〕、旧7条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に公民館を使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(本条…追加〔平成9年条例11号〕、旧8条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用を終了したときは直ちに原状に回復しなければならない。

(本条…追加〔平成9年条例11号〕、旧9条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(罰則)

第14条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、第8条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(本条…追加〔平成16年条例155号〕)

第3章 公民館運営審議会

(審議会の設置)

第15条 法第29条第1項の規定により、第2条で設置する公民館の円滑な運営を図るため中央公民館に鳥取市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(旧6条…繰下〔平成9年条例11号〕、本条…一部改正〔平成12年条例7号・8号〕、旧10条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(審議会の委員)

第16条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、法第30条第1項の規定により、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

(4) 公募による者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(本条…全部改正〔平成12年条例8号〕、1項…一部改正・旧11条…繰下〔平成16年条例155号〕、2項…追加・旧2・3項…1項ずつ繰下〔平成24年条例21号〕)

(会長及び副会長)

第17条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本条…全部改正〔平成12年条例8号〕、旧12条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(本条…全部改正〔平成12年条例8号〕、旧13条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(本条…追加〔平成12年条例8号〕、旧14条…繰下〔平成16年条例155号〕)

(審議会への委任)

第20条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(本条…追加〔平成12年条例8号〕、一部改正・旧15条…繰下〔平成16年条例155号〕)

第4章 補則

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(本条…一部改正・旧10条…繰下〔平成9年条例11号〕、旧15条…繰上〔平成11年条例15号〕、一部改正・旧14条…繰下〔平成12年条例8号〕、旧16条…繰下〔平成16年条例155号〕)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鳥取市公民館条例(昭和28年鳥取市条例第43号)は、廃止する。

(昭和36年条例第29号から昭和54年条例第4号までの改正附則省略)

附 則(昭和55年4月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年6月26日条例第26号)

1 この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

2 改正後の別表の豊実地区公民館に関する規定は、昭和56年4月8日から適用する。

附 則(昭和57年9月29日条例第37号)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年6月20日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年5月6日から適用する。

附 則(昭和62年3月27日条例第13号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年5月6日から適用する。

附 則(平成4年3月27日条例第16号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日条例第14号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年9月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

(平成5年10月規則第33号で、同5年11月4日から施行)

附 則(平成7年3月29日条例第20号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第23号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月26日条例第11号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年9月25日条例第34号)

この条例は、平成10年10月12日から施行する。

附 則(平成11年3月26日条例第15号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月21日条例第25号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の条例に基づく規則又は規程の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の規定による改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成12年3月28日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例(中略)第29条(中略)の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例(中略)第29条(中略)の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成13年3月23日条例第14号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月30日条例第155号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に国府町中央公民館の設置及び管理に関する条例(昭和60年国府町条例第12号)、国府町地区公民館の設置及び管理に関する条例(昭和61年国府町条例第2号)、国府町地区公民館の設置及び管理運営に関する規則(昭和62年国府町教育委員会規則第2号)、福部村公民館設置管理条例(昭和48年福部村条例第27号)、河原町公民館設置管理条例(昭和46年河原町条例第43号)、用瀬町公民館設置管理条例(昭和38年用瀬町条例第6号)、佐治村公民館設置管理条例(昭和26年佐治村条例第13号)、気高町立公民館設置、管理条例(昭和30年気高町条例第46号)、鹿野町公民館設置及び管理に関する条例(昭和44年鹿野町条例第14号)又は青谷町公民館設置管理条例(昭和49年青谷町条例第15号)(以下これらを「編入前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、この条例による改正後の鳥取市公民館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例等の例による。

附 則(平成17年6月24日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1項の表及び第2項の表の改正規定は、同年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後になされた使用の申込みに係る使用料について

適用し、同日前になされた使用の申込みに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年6月26日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第22号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第21号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第27号抄)
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第21号)
(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)第17条の規定による改正前の社会教育法(昭和24年法律第207号)の規定に基づく委員は、この条例による改正後の鳥取市公民館条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、この条例による改正前の鳥取市公民館条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成24年9月26日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

3 施行日の前日までの使用、利用又は入館により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金又は観覧料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月21日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則(平成25年5月17日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥取市公民館条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月25日条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(本表…追加〔平成16年条例155号〕、一部改正〔平成17年条例51号・18年26号・51号・19年22号・20年21号・27号・21年15号・24年55号・25年33号・27年13号〕)

1 中央公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立中央公民館	鳥取市上魚町	全市域

2 基幹公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立鳥取中央公民館	鳥取市上魚町	次に掲げる区域を除く区域
鳥取市立国府町中央公民館	鳥取市国府町庁	合併前の国府町の区域

鳥取市立福部町中央公民館	鳥取市福部町細川	合併前の福部村の区域
鳥取市立河原町中央公民館	鳥取市河原町渡一木	合併前の河原町の区域
鳥取市立用瀬町中央公民館	鳥取市用瀬町別府	合併前の用瀬町の区域
鳥取市立佐治町中央公民館	鳥取市佐治町加瀬木	合併前の佐治村の区域
鳥取市立気高町中央公民館	鳥取市気高町浜村	合併前の気高町の区域
鳥取市立鹿野町中央公民館	鳥取市鹿野町鹿野	合併前の鹿野町の区域
鳥取市立青谷町中央公民館	鳥取市青谷町青谷	合併前の青谷町の区域
備考 この表において合併前の国府町、合併前の福部村、合併前の河原町、合併前の用瀬町、合併前の佐治村、合併前の気高町、合併前の鹿野町及び合併前の青谷町とは、それぞれ平成16年10月31日現在の国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町をいう。		

3 地区公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立久松地区公民館	鳥取市東町三丁目	久松小学校区
鳥取市立醇風地区公民館	鳥取市西町五丁目	醇風小学校区
鳥取市立遷喬地区公民館	鳥取市本町一丁目	遷喬小学校区
鳥取市立修立地区公民館	鳥取市吉方町一丁目	修立小学校区
鳥取市立日進地区公民館	鳥取市吉方温泉一丁目	日進小学校区
鳥取市立富桑地区公民館	鳥取市行徳三丁目	富桑小学校区
鳥取市立明德地区公民館	鳥取市行徳一丁目	明德小学校区
鳥取市立美保地区公民館	鳥取市吉成二丁目	美保小学校区
鳥取市立美保南地区公民館	鳥取市叶	美保南小学校区
鳥取市立稲葉山地区公民館	鳥取市卯垣五丁目	稲葉山小学校区
鳥取市立岩倉地区公民館	鳥取市立川町六丁目	岩倉小学校区(あおば地区を除く。)
鳥取市立面影地区公民館	鳥取市桜谷	面影小学校区
鳥取市立津ノ井地区公民館	鳥取市桂木	津ノ井小学校区
鳥取市立米里地区公民館	鳥取市古郡家	米里小学校区
鳥取市立倉田地区公民館	鳥取市八坂	倉田小学校区
鳥取市立若葉台地区公民館	鳥取市若葉台南二丁目	若葉台小学校区
鳥取市立神戸地区公民館	鳥取市下砂見	神戸小学校区
鳥取市立大和地区公民館	鳥取市倭文	旧大和小学校区
鳥取市立美穂地区公民館	鳥取市朝月	旧美穂小学校区
鳥取市立東郷地区公民館	鳥取市西今在家	東郷小学校区
鳥取市立大正地区公民館	鳥取市古海	大正小学校区(徳尾を含む。)
鳥取市立豊実地区公民館	鳥取市野坂	旧豊実小学校区
鳥取市立明治地区公民館	鳥取市松上	明治小学校区(上原・尾崎・上段を含む。)
鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢	旧松保小学校区(三山口を除く。)
鳥取市立湖南地区公民館	鳥取市吉岡温泉町	湖南学園小学校区
鳥取市立末恒地区公民館	鳥取市伏野	末恒小学校区
鳥取市立湖山地区公民館	鳥取市湖山町北一丁目	湖山小学校区
鳥取市立湖山西地区公民館	鳥取市湖山町西一丁目	湖山西小学校区
鳥取市立賀露地区公民館	鳥取市賀露町南五丁目	賀露小学校区(南隈・晩稲を除く。)

		く。)
鳥取市立城北地区公民館	鳥取市田園町四丁目	城北小学校区(旧千代水小学校区を除く。)
鳥取市立千代水地区公民館	鳥取市商栄町	旧千代水小学校区
鳥取市立浜坂地区公民館	鳥取市浜坂四丁目	浜坂小学校区
鳥取市立中ノ郷地区公民館	鳥取市覚寺	中ノ郷小学校区
鳥取市立宮下地区公民館	鳥取市国府町宮下	宮ノ下小学校区(あおば地区を除く。)
鳥取市立谷地区公民館	鳥取市国府町糸谷	旧谷小学校区
鳥取市立成器地区公民館	鳥取市国府町中河原	旧成器小学校区
鳥取市立大茅地区公民館	鳥取市国府町栃本	旧大茅小学校区
鳥取市立あおば地区公民館	鳥取市国府町新町二丁目	岩倉小学校区(あおば地区に限る。) ・宮ノ下小学校区(あおば地区に限る。)
鳥取市立福部地区公民館	鳥取市福部町細川	福部小学校区
鳥取市立河原地区公民館	鳥取市河原町長瀬	旧河原小学校区(釜口を除く。)
鳥取市立国英地区公民館	鳥取市河原町山手	旧国英小学校区(釜口を含む。)
鳥取市立八上地区公民館	鳥取市河原町曳田	旧八上小学校区
鳥取市立散岐地区公民館	鳥取市河原町佐貫	散岐小学校区
鳥取市立西郷地区公民館	鳥取市河原町中井	西郷小学校区
鳥取市立用瀬地区公民館	鳥取市用瀬町用瀬	旧用瀬小学校区
鳥取市立大村地区公民館	鳥取市用瀬町鷹狩	旧興徳小学校区
鳥取市立社地区公民館	鳥取市用瀬町宮原	旧社小学校区
鳥取市立佐治地区公民館	鳥取市佐治町加瀬木	佐治小学校区
鳥取市立瑞穂地区公民館	鳥取市気高町下坂本	瑞穂小学校区
鳥取市立宝木地区公民館	鳥取市気高町宝木	宝木小学校区(旧酒津村を除く。)
鳥取市立逢坂地区公民館	鳥取市気高町山宮	逢坂小学校区
鳥取市立浜村地区公民館	鳥取市気高町浜村	浜村小学校区
鳥取市立酒津地区公民館	鳥取市気高町酒津	宝木小学校区(旧宝木村を除く。)
鳥取市立鹿野地区公民館	鳥取市鹿野町鹿野	旧鹿野小学校区
鳥取市立勝谷地区公民館	鳥取市鹿野町宮方	旧勝谷小学校区
鳥取市立小鷲河地区公民館	鳥取市鹿野町鷲峯	旧小鷲河小学校区
鳥取市立日置地区公民館	鳥取市青谷町山根	旧日置小学校区
鳥取市立日置谷地区公民館	鳥取市青谷町奥崎	旧日置谷小学校区
鳥取市立勝部地区公民館	鳥取市青谷町紙屋	旧勝部小学校区
鳥取市立中郷地区公民館	鳥取市青谷町亀尻	旧中郷小学校区
鳥取市立青谷地区公民館	鳥取市青谷町青谷	旧青谷小学校区

別表第2(第4条関係)

(本表…追加〔平成16年条例155号〕、一部改正〔平成20年条例21号〕)

鳥取市立鳥取中央公民館	久松地区公民館、醇風地区公民館、遷番地区公民館、修立地区公民館、日進地区公民館、富桑地区公民館、明德地区公民館、美保地区公民館、美保南地区公民館、稲葉山地区公民館、岩倉地区公民館、面影地区公民館、津ノ井地区公民館、若葉台地区公民館、米里地区公民館、倉田地区公民館、神戸地区公民館、大和地区公
-------------	---

	民館、美穂地区公民館、東郷地区公民館、大正地区公民館、豊実地区公民館、明治地区公民館、松保地区公民館、湖南地区公民館、末恒地区公民館、湖山地区公民館、湖山西地区公民館、賀露地区公民館、城北地区公民館、千代水地区公民館、浜坂地区公民館、中ノ郷地区公民館
鳥取市立国府町中央公民館	大茅地区公民館、成器地区公民館、谷地区公民館、宮下地区公民館、あおば地区公民館
鳥取市立福部町中央公民館	福部地区公民館
鳥取市立河原町中央公民館	河原地区公民館、八上地区公民館、国英地区公民館、散岐地区公民館、西郷地区公民館
鳥取市立用瀬町中央公民館	用瀬地区公民館、大村地区公民館、社地区公民館
鳥取市立佐治町中央公民館	佐治地区公民館
鳥取市立気高町中央公民館	宝木地区公民館、逢坂地区公民館、浜村地区公民館、酒津地区公民館、瑞穂地区公民館
鳥取市立鹿野町中央公民館	鹿野地区公民館、勝谷地区公民館、小鷲河地区公民館
鳥取市立青谷町中央公民館	勝部地区公民館、中郷地区公民館、青谷地区公民館、日置地区公民館、日置谷地区公民館

別表第3(第8条関係)

(本表…全部改正〔平成24年条例32号〕)

公民館名	区分	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時
鳥取市立国府町中央公民館	多目的ホール	1時間につき 2,500円	1時間につき 5,000円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	視聴覚室、展示室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	児童室、研修室(1)(2)(3)	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	食生活改善室、和研修室、屋外ステージ	1時間につき 300円	1時間につき 600円
鳥取市立福部町中央公民館	講堂	1時間につき 1,500円	1時間につき 3,000円
	婦人研修室、老人研修室、IT講習室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	調理室、研修室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	親子サロン、ロビー	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	会議室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
鳥取市立河原町中央公民館	大講堂	1時間につき 2,000円	1時間につき 4,000円
	ギャラリー	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	第2研修室、調理実習室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	会議室(和室)、第1研修室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円

鳥取市立用瀬町中央公民館	研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	教養室、調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	中会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	小会議室	1時間につき 100円	1時間につき 200円
鳥取市立佐治町中央公民館	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	中会議室、講義室、視聴覚室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	中研修室、児童室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1研修室、第2研修室、茶室	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	大研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
鳥取市立気高町中央公民館	大会議室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	第1会議室、第2会議室、第3会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	和室、ふれあい室、視聴覚室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
鳥取市立鹿野町中央公民館	和研修室(全部)	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	和研修室(一部)	1時間につき 250円	1時間につき 500円
	洋研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	生活改善室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
鳥取市立青谷町中央公民館	多目的ホール(控室含む。)	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第3会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			
2 鳥取市立国府町中央公民館の多目的ホールの舞台のみを練習又は準備のために使用する場合は、この表に定める額の5割の額とする。			
3 冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。			
4 調理実習室等における使用料の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。			
5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。			

○鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例

平成16年9月30日
鳥取市条例第145号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理並びに使用料について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び名称)

第2条 地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与するため、鳥取市コミュニティ施設(以下「コミュニティ施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター	鳥取市用瀬町用瀬
鳥取市佐治町尾際地区コミュニティ施設	鳥取市佐治町尾際
鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町鹿野
鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町官方
鳥取市鹿野町小鷺河地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町小別所

(使用の許可等)

第3条 コミュニティ施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、コミュニティ施設の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、コミュニティ施設の管理上支障があると認めるとき。

(本条…一部改正〔平成24年条例2号〕)

(使用料)

第5条 コミュニティ施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、後納することができる。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。
- (2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、コミュニティ施設を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ施設の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。

- (4) 前3号に掲げるときのほか、コミュニティ施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

(行為の制限等)

第10条 コミュニティ施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
 - (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
 - (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティ施設の管理上支障があると認められる行為
- 2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又はコミュニティ施設からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 コミュニティ施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

- 2 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、コミュニティ施設を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(罰則)

第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(旧15条…繰上〔平成17年条例93号〕)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(旧16条…繰上〔平成17年条例93号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に用瀬コミュニティセンター設置条例(昭和60年用瀬町条例第21号)、尾蔭地区コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成15年佐治村条例第4号)又は鹿野町地区コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成13年鹿野町条例第18号)(以下これらを「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第93号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月24日条例第35号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月26日条例第42号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(本表…全部改正〔平成22年条例35号〕、一部改正〔平成24年条例42号〕)

施設名	区分	金額(1時間につき)
-----	----	------------

鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷺河地区コミュニティ施設	屋内運動場	250円
鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷺河地区コミュニティ施設	教室棟	1部屋につき150円

国府地域振興会議意見交換議題提案まとめ

平成27年11月6日現在

	提案者氏名	議題名	提案理由
1	安木秀明	国府町の観光振興の一元化に向けたしくみづくり	・昨年『鳥取市新地域振興ビジョン』を制定し、国府町では「観光資源・特産品を活かしたまちづくり」を第一に掲げました。 ・その中で、取り組むべき事項が示され、地域と関係団体、行政が一体となった取組が必要であることを示してきました。 ・改めて、国府町の観光資源などに接してみると、やはり一体となった取組の必要性和その一貫性が必要だと強く感じるに至りました。
2	木下敏明	放課後児童クラブの移転について	安全な施設、宮ノ下小学校の有効利用
3	村尾馨	空き家対策について (旧国府町総合支所)	旧国府町総合支所の建物・土地の利活用については、今までに何回か議題になりながら何ら進展が見られないので、本会議としてはどう考えるか。